

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年6月28日

【事業年度】 第67期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

【会社名】 協同飼料株式会社

【英訳名】 KYODO SHIRYO CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 林 泰 正

【本店の所在の場所】 神奈川県横浜市西区高島二丁目5番12号

【電話番号】 045(461)5711

【事務連絡者氏名】 執行役員経理部長 青 山 徹

【最寄りの連絡場所】 神奈川県横浜市西区高島二丁目5番12号

【電話番号】 045(461)5711

【事務連絡者氏名】 執行役員経理部長 青 山 徹

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近5連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

回次	第63期	第64期	第65期	第66期	第67期
決算年月	平成20年 3月	平成21年 3月	平成22年 3月	平成23年 3月	平成24年 3月
売上高 (百万円)	128,379	141,757	116,826	117,144	129,070
経常利益 (百万円)	1,731	977	1,692	1,484	204
当期純利益又は 当期純損失() (百万円)	1,103	486	580	118	240
包括利益 (百万円)				252	131
純資産額 (百万円)	12,740	12,541	12,804	12,187	11,797
総資産額 (百万円)	48,174	45,302	42,155	43,846	47,765
1株当たり純資産額 (円)	128.07	126.08	128.72	123.33	119.38
1株当たり当期純利益 金額又は1株当たり当 期純損失金額() (円)	11.06	4.89	5.83	1.19	2.44
潜在株式調整後1株当 たり当期純利益金額 (円)					
自己資本比率 (%)	26.4	27.7	30.4	27.8	24.7
自己資本利益率 (%)	8.6	3.8	4.6	0.9	2.0
株価収益率 (倍)	10.5	20.2	20.6		
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	296	897	4,583	960	1,852
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	399	812	489	1,676	1,439
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	870	42	4,186	600	545
現金及び現金同等物 の期末残高 (百万円)	491	619	527	411	1,416
従業員数 〔外、平均臨時雇用人員〕 (名)	513 〔322〕	528 〔325〕	513 〔294〕	540 〔291〕	561 〔429〕

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第63期、第64期及び第65期は潜在株式がないため記載していません。なお、第66期及び第67期は当期純損失であり、また、潜在株式がないため記載していません。

3 第66期及び第67期の株価収益率については、当期純損失のため記載していません。

(2) 提出会社の最近5事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次	第63期	第64期	第65期	第66期	第67期
決算年月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月
売上高 (百万円)	111,967	124,914	101,330	100,492	107,915
経常利益又は 経常損失() (百万円)	1,074	643	1,554	1,555	212
当期純利益又は 当期純損失() (百万円)	713	364	611	35	402
資本金 (百万円)	5,199	5,199	5,199	5,199	5,199
発行済株式総数 (株)	103,995,636	103,995,636	103,995,636	103,995,636	103,995,636
純資産額 (百万円)	10,814	10,526	10,813	10,363	9,764
総資産額 (百万円)	43,209	40,388	37,488	39,549	42,182
1株当たり純資産額 (円)	108.53	105.64	108.52	104.74	98.69
1株当たり配当額 (内1株当たり中間配当額) (円)	3 ()	3 ()	3 ()	3 ()	3 ()
1株当たり当期純利益 金額又は1株当たり当 期純損失金額() (円)	7.14	3.66	6.14	0.36	4.07
潜在株式調整後1株当 たり当期純利益金額 (円)					
自己資本比率 (%)	25.0	26.1	28.8	26.2	23.1
自己資本利益率 (%)	6.43	3.41	5.74	0.34	4.00
株価収益率 (倍)	16.3	27.1	19.5	273.6	
配当性向 (%)	41.9	82.0	48.8	835.0	
従業員数 (名)	249	288	281	283	286

- (注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第63期、第64期、第65期及び第66期は潜在株式がないため記載しておりません。なお、第67期は当期純損失であり、また、潜在株式がないため記載しておりません。
3 第67期の株価収益率及び配当性向については、当期純損失のため記載しておりません。
4 平成21年3月期から、従業員数に再雇用嘱託社員、契約社員を含めております。

2 【沿革】

- 昭和28年4月 東京都中央区において資本金500万円をもって「協同飼料株式会社」を設立、初代社長に大津利が就任し飼料の製造、加工並びに販売業務を開始
- 昭和28年10月 横浜工場を開設(鹿島工場開設に伴い昭和63年8月閉鎖)
- 昭和31年10月 名古屋工場を開設
- 昭和32年6月 研究所を開設(平成8年10月茨城県神栖町(現 神栖市)に移転)
- 昭和34年9月 仙台営業所を開設(現 東北支店)
- 昭和35年1月 門司工場を開設(平成9年7月門司飼料株式会社として分離独立)
- 昭和35年5月 畜産物の生産、加工並びに販売業務を開始
- 昭和35年11月 協同飼料販売株式会社(昭和21年9月設立)へ吸収合併
商号を協同飼料株式会社に変更
- 昭和36年1月 東京証券取引所店頭市場に株式を公開
- 昭和36年10月 東京証券取引所市場第二部に上場
- 昭和37年5月 本店を横浜市中区南仲通四丁目43番地に移転
- 昭和38年8月 本店を横浜市神奈川区千若町三丁目1番地に移転
- 昭和38年12月 日本ペットフード販売株式会社を設立(現 日本ペットフード株式会社、現 関連会社)
- 昭和42年8月 東京証券取引所市場第一部に上場
- 昭和45年10月 関東支店及び北海道、中部、関西、九州の各営業所を開設(昭和47年3月に営業所はそれぞれ支店に昇格)
- 昭和49年2月 本店を横浜市中区日本大通18番地に移転
- 昭和55年12月 石巻工場開設
- 昭和56年4月 ゴールドエッグ株式会社に資本参加(現 連結子会社)
- 昭和61年5月 南九州支店開設
- 昭和63年7月 鹿島工場開設
- 昭和63年8月 本店を横浜市西区高島二丁目5番12号に移転
- 平成4年4月 三河畜産工業株式会社を買収(現 連結子会社)
- 平成6年4月 株式会社横浜ミートセンターを設立(現 株式会社横浜ミート、現 連結子会社)
- 平成8年8月 東京証券取引所貸借銘柄に選定
- 平成9年7月 門司飼料株式会社を設立(現 連結子会社)
- 平成13年8月 株式会社横浜ミートセンターを設立(現 連結子会社、平成6年4月設立の株式会社横浜ミートセンターは株式会社横浜ミートに名称変更)
- 平成23年8月 研究所福島リサーチセンター開設

(注) 当社は、株式の額面金額を変更することを目的として、昭和35年11月1日に協同飼料販売株式会社(設立昭和21年9月19日)に吸収合併されました。このため合併期日以前については、事実上の存続会社である協同飼料株式会社に関するものを記載しました。

3 【事業の内容】

当社グループは、当社、子会社13社、関連会社11社(平成24年3月31日現在)で構成され、配合飼料の製造・販売並びに畜産物の購入・生産・加工・販売を主な内容とし、これに関連する事業を展開しております。

当社グループの事業に係わる位置づけ及びセグメントとの関連は、次のとおりであります。なお、セグメントと同一の区分であります。

飼料事業

配合飼料製造..... 当社が製造するほか、連結子会社の門司飼料(株)、関連会社の苫小牧飼料(株)、東北飼料(株)、八代飼料(株)、志布志飼料(株)及びその他の飼料製造業者に製造を委託している。

配合飼料の販売等..... 当社が直接又は連結子会社の岩手協同飼料販売(株)、鹿島協販(株)、東海協販(株)、北九州協同飼料販売(株)、南九州協同飼料販売(株)、関連会社の(株)北海道サンフーズ、道北協同飼料販売(株)及びその他特約店等を通して、一般得意先あるいは連結子会社の(株)東白川ファーム、関連会社の(株)美保野パーク、(有)協同畜産経営センターに配合飼料の販売を行っている。また当社は、関連会社の日本ペットフード(株)に当社の製造したペットフードの素飼料を販売している。

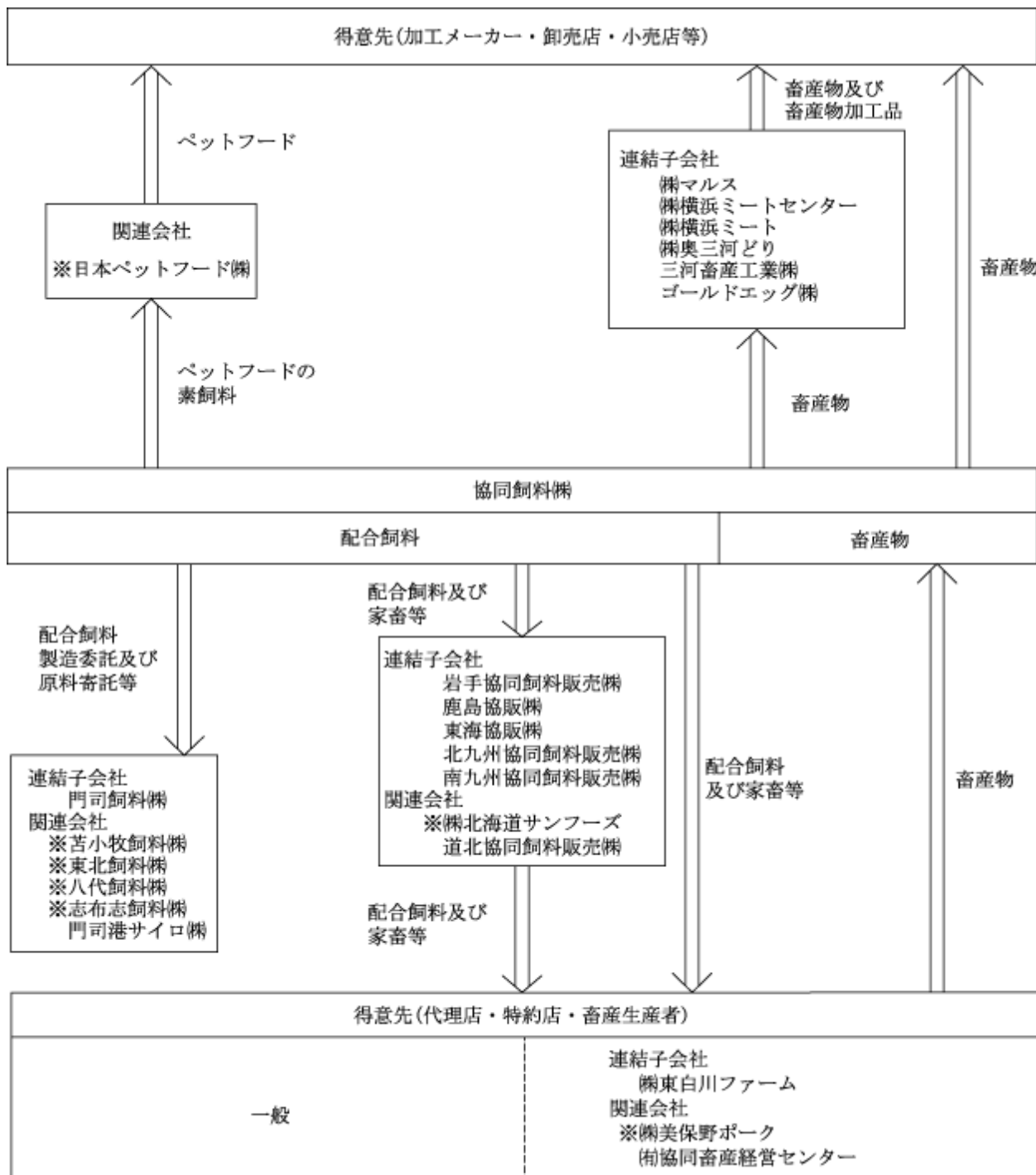
畜産物事業

畜産物の仕入..... 当社が一般生産者から畜産物を仕入れるほか、連結子会社の(株)東白川ファーム、関連会社の(有)協同畜産経営センターから畜産物を仕入れている。

畜産物の加工・販売... 連結子会社のゴールドエッグ(株)、(株)横浜ミートセンター、(株)横浜ミート、(株)マルス、三河畜産工業(株)、(株)奥三河どりは、畜産物の集荷・加工・販売を行っており、当社は仕入れた畜産物を一般得意先のほかこれらの会社に販売している。

畜産物の生産・販売... 連結子会社の(株)東白川ファーム、関連会社の(株)美保野パーク、(有)協同畜産経営センターは、肉豚の生産・販売を行っている。

事業の系統図は次のとおりであります。



※は持分法適用会社

4 【関係会社の状況】

平成24年3月31日現在

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の 内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) ゴールドエッグ(株)	大阪府吹田市	60	鶏卵の加工販売	100.0	畜産物の集荷・加工・販売 役員の兼任等...有
(株)横浜ミートセンター	神奈川県横浜市 西区	100	食肉の加工販売	100.0	畜産物の仕入販売及び加工 役員の兼任等...有
(株)横浜ミート	神奈川県横浜市 鶴見区	30	食肉の加工販売	100.0	仕入・加工した食肉加工品を (株)横浜ミートセンターへ販売 役員の兼任等...有
(株)マルス	東京都港区	30	食肉の加工販売	100.0	仕入・加工した食肉加工品を (株)横浜ミートセンターへ販売 当社からの資金の貸付及び 債務保証 役員の兼任等...有
三河畜産工業(株)	愛知県豊田市	10	食肉の加工販売	100.0	畜産物の仕入販売及び加工 役員の兼任等...有
(株)奥三河どり	愛知県犬山市	30	食肉の加工販売	100.0	畜産物の仕入販売及び加工 当社からの資金の貸付及び債務 保証 役員の兼任等...有
(株)東白川ファーム (注)3	福島県東白川郡 塙町	10	肉豚の生産販売	40.0 〔20.0〕	当社から購入した配合飼料 により肉豚の生産販売 当社からの資金の貸付 役員の兼任等...有
岩手協同飼料販売(株)	岩手県紫波郡 矢巾町	30	飼料販売業	100.0	配合飼料の仕入販売 畜産物の集荷販売 役員の兼任等...無
鹿島協販(株)	茨城県石岡市	20	飼料販売業	100.0	配合飼料の仕入販売 畜産物の集荷販売 役員の兼任等...無
東海協販(株)	愛知県名古屋市 港区	10	飼料販売業	100.0	配合飼料の仕入販売 畜産物の集荷販売 役員の兼任等...無
北九州協同飼料販売(株)	大分県宇佐市	20	飼料販売業	100.0	配合飼料の仕入販売 畜産物の集荷販売 当社からの資金の貸付 役員の兼任等...無
南九州協同飼料販売(株)	宮崎県都城市	30	飼料販売業	100.0	配合飼料の仕入販売 畜産物の集荷販売 役員の兼任等...無
門司飼料(株)	福岡県北九州市 門司区	20	飼料製造業	95.0	配合飼料の受託製造 工場の設備を賃貸 役員の兼任等...無
(持分法適用関連会社) 日本ペットフード(株)	東京都品川区	100	ペットフードの製造販売	40.0	製品の素を製造 役員の兼任等...有
苫小牧飼料(株)	北海道苫小牧市	200	飼料製造業	50.0	配合飼料の受託製造 当社からの資金の貸付 役員の兼任等...無
東北飼料(株)	青森県八戸市	200	飼料製造業	47.5	配合飼料の受託製造 当社からの債務保証 役員の兼任等...無
八代飼料(株)	熊本県八代市	400	飼料製造業	22.5	配合飼料の受託製造 役員の兼任等...無
志布志飼料(株)	鹿児島県志布志市	200	飼料製造業	35.0	配合飼料の受託製造 当社からの債務保証 役員の兼任等...無
(株)北海道サンフーズ	北海道札幌市 白石区	30	飼料販売業	50.0	配合飼料の仕入販売 畜産物の集荷販売 当社からの債務保証 役員の兼任等...無
(株)美保野ポーク	青森県八戸市	253	肉豚の生産販売	50.0	当社から購入した配合飼料 により肉豚の生産販売 当社からの資金の貸付及び 債務保証 役員の兼任等...有

(注) 1 上記関係会社の内には特定子会社はありません。

2 上記関係会社の内には有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

3 議決権の所有割合の〔 〕内は、緊密な者又は同意している者の所有割合を外数で示しております。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成24年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数
飼料事業	299名 〔9名〕
畜産物事業	225名 〔420名〕
全社(共通)	37名 〔名〕
合計	561名 〔429名〕

- (注) 1 従業員数は就業人員であります。
 2 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員の年間の平均雇用人員であります。

(2) 提出会社の状況

平成24年3月31日現在

従業員数	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与
286名	40歳 4ヶ月	15年 5ヶ月	5,760千円

セグメントの名称	従業員数
飼料事業	231名
畜産物事業	19名
全社(共通)	36名
合計	286名

- (注) 1 従業員数は就業人員であります。(再雇用嘱託社員及び契約社員を含み、出向者は含めておりません。)
 2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

提出会社の労働組合は協同飼料労働組合と称し、組合員数は144名であります。

また、上部団体には属しておらず、労使関係については相互の信頼と理解に基づき良好であります。

なお、連結子会社におきましては、労働組合は結成されておられません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）におけるわが国経済は、東日本大震災からの復興の動きが徐々にみられるものの、新興国の成長鈍化など世界経済の減速懸念に加え、円高や原油高騰による企業収益への影響が懸念される等先行き不透明な状況で推移しております。

飼料畜産業界におきましては、配合飼料の主原料であるとうもろこしは、期の前半に著しく高騰したのち、北半球における豊作期待や麦類価格の低下により飼料需要が減少したため若干値を下げたものの依然として高値で推移しております。

外国為替相場は米国の景気低迷と欧州債務問題の影響により極端な円高傾向で推移し、また、海上運賃は引き続き堅調に推移しております。

畜産物につきましては、牛肉相場は消費低迷の影響などから期の後半に大幅に低下し、豚肉相場、鶏卵相場も前年を下回って推移しております。

こうした環境にあって当社グループの売上高は販売数量の増加などにより1,290億7千万円（前連結会計年度比10.2%増）となりました。しかし、貸倒懸念先の回収可能性を一層厳格に見直し、貸倒引当金19億3千6百万円を計上したことにより、営業利益は7億5千8百万円（前連結会計年度比59.5%減）、経常利益は2億4百万円（前連結会計年度比86.2%減）となりました。さらに、東日本大震災の災害による損失などの特別損失を2億1千2百万円計上したこと、法人税率の変更により法人税等調整額が2億8千4百万円増加したことなどから、誠に遺憾ながら、当期純損失は2億4千万円（前連結会計年度は1億1千8百万円の当期純損失）となりました。

セグメント別の業績を示すと次のとおりであります。

飼料事業

当連結会計年度の売上高は891億4千2百万円（前連結会計年度比11.4%増）となりましたが、貸倒引当金を14億8千1百万円を計上したことなどから営業利益は13億1千1百万円（前連結会計年度比51.3%減）と減益となりました。

畜産物事業

当連結会計年度の売上高は連結子会社が1社増加したことなどにより399億2千7百万円（前連結会計年度比7.6%増）と増収となり、営業利益は3億9千2百万円（前連結会計年度比190.3%増）と増益となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度のキャッシュ・フローは、営業活動により18億5千2百万円の収入、投資活動により14億3千9百万円の支出、財務活動により5億4千5百万円の収入となった結果、現金及び現金同等物の期末残高は14億1千6百万円（前連結会計年度比244.5%増）となりました。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当連結会計年度における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	生産高(百万円)	前年同期比(%)
飼料事業	82,826	14.4
畜産物事業	6,060	10.8
合計	88,886	14.1

- (注) 1 金額は、製造原価によっております。
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注実績

受注生産は、行っておりません。

(3) 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(百万円)	前年同期比(%)
飼料事業	89,142	11.4
畜産物事業	39,927	7.6
合計	129,070	10.2

- (注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
3 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合
総販売実績に対し、10%以上に該当する販売先はありません。

3 【対処すべき課題】

当社におきましては、当連結会計年度から適用される「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」により過年度決算を遡及修正しました。今後は、回収懸念債権について社内の調査委員会である債権等管理委員会で回収方策や取引方針等を速やかに検討する管理体制を取ることにより、内部統制の更なる強化とコンプライアンス教育の徹底に取り組んでまいります。

飼料畜産業界におきましては、配合飼料の原料価格は依然として高値で推移しておりますが、そのコスト上昇分に見合う畜産物相場となっておらず畜産生産者は厳しい経営状況が続いております。

このような経営環境にあつて当社グループは畜産生産者の経営に資する製品の開発・販売を行うとともに、研究所においてISO17025（試験所の能力に関する国際規格）を活かし、一層の品質の向上にも努めてまいります。そのほか、成長戦略の一環として双日株式会社と2社合弁で配合飼料の製造販売を行う双日協同飼料会社をベトナムに設立し、ホーチミン市郊外に工場を建設しております。なお、稼働は平成25年3月の予定であります。

当社グループは「中期経営計画」の達成に向け、生産性に貢献する飼料を畜産生産者に供給していくことや、安全・安心でおいしい畜産食品の販売拡大をさらに推進し、収益力の向上と強い経営基盤の構築に取り組む、業容の拡大と業績の向上を図っていくとともに、健全な企業活動を展開してまいります。

なお当社は、当社株式の大規模買収行為に関する対応方針（買収防衛策）を次のとおり定めております。

1. 会社の支配に関する基本方針について

(1) 基本方針の内容

当社は、当社株主の在り方については、市場における自由な取引を通じて決定されるべきものと考えております。従つて、当社の支配権の移転を伴うような買付けの提案に応じるか否かの判断も、最終的には株主の皆様のご意思に基づいて行われるべきものと考えております。

しかしながら、当社株式の大規模買付行為（下記2(2)(a)に定義されます。以下同じとします。）の中には、買収の目的や買収後の経営方針等に鑑み、企業価値又は当社株主の皆様共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、当社株主の皆様が株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、当社に、当該大規模買付者（下記2(1)に定義されます。）が提示する買収提案や事業計画等に代替する事業計画等（以下「代替案」といいます。）を提示するために合理的に必要な期間を与えることなく行われるもの、当社株主の皆様に対して、買付内容を判断するために合理的に必要なとされる情報を十分に提供することなく行われるもの、買付けの条件等（対価の価額・種類、買付けの時期、買付けの方法の適法性、買付けの実行の実現可能性等）が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適当なもの、当社の持続的な企業価値増大のために必要不可欠な従業員、顧客を含む取引先、工場・生産設備が所在する地域社会などの利害関係者との関係を破壊又は毀損し、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益に反する重大な影響を及ぼすものも想定されます。当社といたしましては、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益を最大化すべきとの観点に照らし、このような大規模買付行為を行う者は、例外的に、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考えております。

そこで、当社は、当社が生み出した利益を株主の皆様還元していくことで企業価値ないし株主の皆様共同の利益を最大化することを本分とし、市場における自由な取引を通じ当社株主となられた方々にお支え頂くことを原則としつつも、当社の総議決権の20%以上の議決権を有する株式（以下「支配株式」といいます。）の取得を目指す者及びそのグループの者（以下「買収者等」といいます。）による支配株式の取得により、このような当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益が毀損されるおそれが存する場合には、かかる買収者等は当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であるものとして、法令及び定款によって許容される限度において、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益の確保・向上のための相応な措置を講じることを、引き続き、その基本方針として維持いたします。

(2) 基本方針維持の背景

当社は、家畜栄養学に基づく高性能な配合飼料を製造販売することにより、わが国畜産業界の発展に寄与し、消費者の皆様へ安全・安心で美味しい畜産食品を提供して、社会に存在価値を認められる企業を目指すことを経営の基本方針とし、昭和28年の創業以来、一貫して食の安全と安定供給を支えて、堅実な経営を行ってまいりました。

当社の事業を理解し、その企業価値を高めるためには、上記のように当社が創業以来蓄積してきた専門知識・経験・ノウハウを有していることが不可欠であり、当社は、畜産生産者の皆様の生産性に貢献する豚用人工乳、牛用カーフマンナ、あんぷす等の価値ある配合飼料製品群を有しております。さらに、わが国の畜産が農家畜産から企業畜産に変遷する過程の中で、畜産生産者の皆様とともに築き上げてきた信頼関係と、これに基づく経験、高度に専門化した畜産に関する知識・技術を有する人材及びそのほか様々なステークホルダーとの密接な関係並びに長期的取引関係への理解も必要です。また、当社の事業は、その事業の基盤となる工場・研究所等の資産の上に成立しており、これらの経営資源は、それぞれ永年にわたり培ってきたノウハウと業界における位置を得て、さらなる中長期的な観点からの当社の企業価値を生み出しております。

しかし、最近の飼料畜産業界は、牛海綿状脳症（BSE）や鳥インフルエンザ等の発生により、畜産物の安全性に懸念がもたれ、主原料であるとうもろこしはエタノール原料としても使用されております。また、各国との貿易交渉により輸入畜産物の関税措置も見直される方向にあり、これらに対応するため、畜産生産者の皆様は一層厳しい環境を迎えつつあります。このような状況の中で当社は、飼料事業では、消費者の皆様へ安全・安心な畜産物を提供するため、工場設備の改造等を行い、新しい安全基準を導入してまいりました。これにより従来から業界をリードしてきた豚用飼料に加え、牛用などの新製品を積極的に開発して、畜産生産者の皆様の生産性に貢献し、パートナーシップを強化してまいります。また、畜産物事業では、今後もグループ力を活かし美味しい国産の畜産物を開発し、消費者の皆様へ提供してまいります。

このように、当社は、長年蓄積された専門知識、長期的取引関係、経営資源及びグループ会社も含めた事業展開によって、新たな価値を提案・創造し続け、継続的且つ長期的な企業価値の増大を追求し、株主の皆様共同の利益の極大化を目指してまいります。また、このような当社の事業特性に対する理解なくしては当社の企業価値を向上していくことは困難であり、当社としては、濫用的な買収等を未然に防ぎ、中長期的な観点からの安定的な経営を行うことが必要であると考えております。

しかしながら、昨今、新しい法制度の整備や資本市場の情勢、経済構造・企業文化の変化等を背景として、対象となる会社の経営陣の賛同を得ることなく、一方的に大量の株式の買付けを強行するといった動きが散見されるようになり、場合によっては上記の専門知識、取引関係、経営資源及びグループ会社も含めた事業展開に基づく当社の持続的な企業価値の維持及び向上が妨げられるような事態が発生する可能性も否定できない状況となっております。

当社といたしましては、このような動きに鑑み、買収者等が現われる事態を常に想定しておく必要があるものと考えます。

もとより、当社といたしましては、あらゆる支配株式の取得行為に対して否定的な見解を有するものではありません。

以上の事情を背景として、当社は上記(1)のとおり基本方針を維持することとした次第です。

2. 本プランの内容（基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）について

(1) 本プランによる買収防衛策の継続の目的について

当社は、上記1.のとおり、買収者等に対して、場合によっては何らかの措置を講ずる必要が生じ得るものと考えますが、上場会社である以上、買収者等に対して株式を売却するか否かの判断や、買収者等に対して会社の経営を委ねることの是非に関する最終的な判断は、基本的には、個々の株主の皆様のご意思に委ねられるべきものだと考えております。

しかしながら、株主の皆様が適切な判断を行って頂くためには、その前提として、上記のような当社固有の事業特性や当社及び関係会社（以下「当社グループ」といいます。）の歴史を十分に踏まえて頂いた上で、当社の企業価値とその価値を生み出している源泉につき適切な把握をして頂くことが必要であると考えます。そして、買収者等による当社の支配株式の取得が当社の企業価値やその価値の源泉に対してどのような影響を及ぼし得るかを把握するためには、買収者等から提供される情報だけでは不十分な場合も容易に想定され、株主の皆様が適切な判断を行われるために、当社固有の事業特性を十分に理解している当社取締役会から提供される情報及び当該買収者等による支配株式の取得行為に対する当社取締役会の評価・意見や、場合によっては当社取締役会によるそれを受けた新たな提案を踏まえて頂くことが必要であると考えます。

従いまして、当社といたしましては、株主の皆様に対して、これらの多角的な情報を分析し、検討して頂くための十分な時間を確保することが非常に重要であると考えております。

以上の見地から、当社は、上記1.の基本方針を踏まえ、大規模買付行為を行おうとし、又は現に行っている者（以下「大規模買付者」といいます。）に対して事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供及び考慮・検討のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為に依るべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、当社取締役会が、特別委員会（下記(2)(e)に定義されます。以下同じとします。）の勧告を受けて当該大規模買付行為に対する賛否の意見又は代替案を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって基本方針に照らして不適切な者（具体的には当社取締役会が所定の手続に従って定める一定の大規模買付者並びにその共同保有者及び特別関係者並びにこれらの者が実質的に支配し、これらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が認めた者等をいい、以下「例外事由該当者」といいます。）によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、本プランによる買収防衛策の継続が必要であるとの結論に達しました。

本プランによる買収防衛策の継続に際しましては、平成22年6月29日開催の定時株主総会に付議し、株主の皆様のご承認を得ておりますので、株主の皆様のご意思を反映しております。なお、有価証券報告書提出日現在において、当社株式について具体的な大規模買付行為の兆候があるとの認識はございません。

(2) 本プランの内容について

本プランの具体的内容は以下のとおりです。

(a) 対抗措置発動の対象となる大規模買付行為の定義

次の 乃至 のいずれかに該当する行為（ただし、当社取締役会が予め承認をした行為を除きます。）若しくはその可能性のある行為（以下、総称して「大規模買付行為」といいます。）がなされ、又はなされようとする場合に、本プランに基づく対抗措置が発動される場合があります。

当社が発行者である株券等（注1）に関する当社の特定の株主の株券等保有割合（注2）が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得（注3）

当社が発行者である株券等（注4）に関する当社の特定の株主の株券等所有割合（注5）とその特別関係者（注6）の株券等所有割合との合計が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得（注7）

上記 又は に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、当社の特定の株主が、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下本 において同じとします。）との間で、当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者（注8）に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係（注9）を樹立する行為（注10）（ただし、当社が発行者である株券等につき当該特定の株主と当該他の株主の株券等保有割合との合計が20%以上となるような場合に限り、）

- （注1） 金融商品取引法第27条の23第1項に定義される株券等をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。
- （注2） 金融商品取引法第27条の23第4項に定義される株券等保有割合をいいます。以下同じとしますが、かかる株券等保有割合の計算上、(i)同法第27条の2第7項に定義される特別関係者、並びに(ii)当社の特定の株主との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関並びに大規模買付者の公開買付代理人及び主幹事証券会社（以下「契約金融機関等」といいます。）は、当社の特定の株主の共同保有者とみなします。また、かかる株券等保有割合の計算上、当社の発行済株式の総数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。
- （注3） 売買その他の契約に基づく株券等の引渡請求権を有すること及び金融商品取引法施行令第14条の6に規定される各取引を行うことを含みます。
- （注4） 金融商品取引法第27条の2第1項に定義される株券等をいいます。以下本 において同じとします。
- （注5） 金融商品取引法第27条の2第8項に定義される株券等所有割合をいいます。以下同じとします。なお、かかる株券等所有割合の計算上、当社の総議決権の数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。
- （注6） 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。なお、(i)共同保有者及び(ii)契約金融機関等は、当該特定の株主の特別関係者とみなします。以下別段の定めがない限り同じとします。
- （注7） 買付けその他の有償の譲受け及び金融商品取引法施行令第6条第3項に規定される有償の譲受けに類するものを含みます。
- （注8） 金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいいます。以下同じとします。
- （注9） 「当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社の株券等に関する実質的な利害関係等の形成や、当該大規模買付者及び当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎に行うものとします。

(注10) 上記 所定の行為がなされたか否かの判定は、当社取締役会が特別委員会の勧告に基づき合理的に行うものとします。なお、当社取締役会は、当該 の要件に該当するか否かの判定に必要と判断される範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

(b) 意向表明書の提出

大規模買付者には、大規模買付行為の開始又は実行に先立ち、別途当社の定める書式により、本プランに定める手続（以下「大規模買付ルール」といいます。）を遵守することを当社取締役会に対して誓約する旨の大規模買付者代表者による署名又は記名押印のなされた書面及び当該署名又は記名押印を行った代表者の資格証明書（以下、これらを併せて「意向表明書」といいます。）を当社代表取締役社長宛に提出して頂きます。当社取締役会は、かかる意向表明書を受領いたしましたら、速やかにこれを特別委員会に提出いたします。

意向表明書には、大規模買付ルールを遵守する旨の誓約のほか、大規模買付者の氏名又は名称、住所又は本店、事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内における連絡先、大規模買付者が現に保有する当社の株券等の数、意向表明書提出前60日間における大規模買付者の当社の株券等の取引状況、企図する大規模買付行為の概要等も明示して頂きます。なお、意向表明書における使用言語は日本語に限ります。

当社は、大規模買付者から意向表明書が提出された場合、当社取締役会又は特別委員会が適切と認める事項について、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示します。

(c) 大規模買付者に対する情報提供要求

大規模買付者には、当社取締役会が意向表明書を受領した日から5営業日（初日不算入とします。）以内に、当社取締役会に対して、当初提供して頂くべき次の から までに掲げる情報（以下、総称して「大規模買付情報」といいます。）を提供して頂きます。当社取締役会は、大規模買付情報を受領した場合、速やかにこれを特別委員会に対して提供します。

なお、当社取締役会が、大規模買付者から当初提供を受けた情報だけでは、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断することや、当社取締役会が当該大規模買付行為に対する賛否の意見を形成して（以下「意見形成」といいます。）、若しくは代替案を立案して（以下「代替案立案」といいます。）株主の皆様に対して適切に提示すること、又は特別委員会が下記(2)(f)アに定める勧告を行うことが困難であると判断した場合には、合理的な期間の提出期限を定めた上で、当該定められた具体的な期間及び合理的な期間を必要とする理由を適時適切に開示することにより、株主の皆様による適切な判断、当社取締役会による意見形成及び代替案立案並びに特別委員会による勧告のために必要な追加情報の提供を随時大規模買付者に対して要求することができるものとします。ただし、この場合、当社取締役会は、特別委員会の意見を最大限尊重するものとします。

また、当社取締役会が大規模買付情報の提供が完了したと判断した場合には、当社は、その旨を適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示します。さらに、当社は、当社取締役会の決定に従い、大規模買付情報の受領後の適切な時期に、大規模買付情報のうち当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断するために必要と認められる情報を適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って原則として適時適切に開示します。ただし、当社取締役会は、かかる判断及び決定にあたって、特別委員会の意見を最大限尊重するものとします。

なお、大規模買付ルールに基づく大規模買付情報の提供その他当社への通知、連絡における使用言語は日本語に限ります。

大規模買付者及びそのグループ会社等（主要な株主又は出資者及び重要な子会社・関連会社を含み、大規模買付者がファンド又はその出資に係る事業体である場合は主要な組合員、出資者（直接であるか間接であるかを問いません。）その他の構成員並びに業務執行組合員及び投資に関する助言を継続的に行っている者を含みます。以下同じとします。）の概要（具体的名称、資本構成、出資割合、財務内容及び過去10年以内における法令違反行為の有無（及びそれが存する場合にはその概要）並びに役員の氏名、略歴及び過去における法令違反行為の有無（及びそれが存する場合にはその概要）等を含みます。）

大規模買付者及びそのグループの内部統制システムの具体的内容及び当該システムの実効性の有無ないし状況

大規模買付行為の目的、方法及び内容（大規模買付行為の対価の種類及び価額、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為及び関連する取引の実現可能性、大規模買付行為完了後に当社株券等が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨及びその理由を含みます。なお、大規模買付行為の方法の適法性については資格を有する弁護士による意見書を併せて提出して頂きます。）

大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡（当社に対して重要提案行為等（金融商品取引法第27条の26第1項に定義される重要提案行為等をいいます。）を行うことに関する意思連絡を含みます。以下同じとします。）の有無及び意思連絡が存する場合にはその具体的な態様及び内容

大規模買付行為に係る買付け等の対価の算定根拠及びその算定経緯（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定機関と当該算定機関に関する情報、算定に用いた数値情報並びに大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジー及びディスシナジーの額及びその算定根拠を含みます。）

大規模買付行為に係る買付け等の資金の裏付け（当該資金の提供者（実質的提供者（直接であるか間接であるかを問いません。）を含みます。）の具体的名称、調達方法、資金提供が実行されるための条件及び資金提供後の担保ないし誓約事項の有無及び内容並びに関連する具体的取引の内容を含みます。）

大規模買付行為の完了後に意図する当社及び当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資金計画、投資計画、資本政策及び配当政策等（大規模買付行為完了後における当社資産の売却、担保提供その他の処分に関する計画を含みます。）その他大規模買付行為完了後における当社及び当社グループの役員、従業員、取引先、顧客、当社工場・生産設備等が所在する地方公共団体その他の当社に係る利害関係者の処遇方針

大規模買付者が濫用的買収者（下記(f)ア に定義されます。）に該当しないことを誓約する旨の書面

大規模買付行為に関し適用される可能性のある国内外の法令等に基づく規制事項、国内外の政府又は第三者から取得すべき独占禁止法その他の法令等に基づく承認又は許認可などの取得の実現可能性（なお、これらの事項につきましては、資格を有する弁護士による意見書を併せて提出して頂きます。）

大規模買付行為完了後における当社グループの経営に際して必要な国内外の許認可維持の可能性及び国内外の各種法令等の規制遵守の可能性

反社会的勢力ないしテロ関連組織との関連性の有無（直接的であるか間接的であるかを問いません。）及び関連が存する場合にはその関連に関する詳細

その他当社取締役会又は特別委員会が合理的に必要と判断し、不備のない適式な意向表明書を当社取締役会が受領した日から原則として5営業日（初日不算入とします。）以内に書面により大規模買付者に対して要求した情報

(d) 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、大規模買付者が開示した大規模買付行為の内容に応じた下記 又は の期間（いずれも大規模買付情報の提供が完了したと当社取締役会が判断した旨を当社が開示した日から起算され、初日不算入とします。）を、当社取締役会による評価、検討、意見形成、代替案立案及び大規模買付者との交渉のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

大規模買付行為は、本プランに別段の記載なき限り、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるべきものとします。なお、かかる取締役会評価期間は、当社の事業内容の評価、検討の困難さや、意見形成、代替案立案等の難易度などを勘案して設定されたものです。

対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社の全ての株券等の買付けが行われる場合：最長60日間

を除く大規模買付行為が行われる場合：最長90日間

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、大規模買付者から提供された大規模買付情報に基づき、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益の確保・向上の観点から、企図されている大規模買付行為に関して評価、検討、意見形成、代替案立案及び大規模買付者との交渉を行うものとします。当社取締役会が評価、検討、意見形成、代替案立案及び大規模買付者との交渉を行うに当たっては、必要に応じて、当社取締役会から独立した第三者的立場にある専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等）の助言を得るものとします。かかる費用は、特に不合理と認められる例外的な場合を除き、全て当社が負担するものとします。

なお、特別委員会が取締役会評価期間内に下記(f)ア記載の勧告を行うに至らないこと等の理由により、当社取締役会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動又は不発動の決議に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合、当社取締役会は、特別委員会の勧告に基づき、必要な範囲内で取締役会評価期間を最長30日間（初日不算入とします。）延長することができるものとします（なお、さらなる期間の延長を行う場合においても同様とします。）。当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合、当該決議された具体的期間及びその具体的期間が必要とされる理由を適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示します。

(e) 特別委員会の設置

当社は、本プランにおいても、対抗措置の発動等に関する当社取締役会の恣意的判断を排するため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外監査役（それらの補欠者を含みます。）及び社外有識者の中の3名以上から構成される特別委員会（以下「特別委員会」といいます。）を継続いたします。

また、特別委員会の委員は、当社取締役会の決議により選任されるものとします。

特別委員会は、必要に応じて、当社取締役会及び特別委員会から独立した第三者的立場にある専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等）の助言を得ること等ができるものとします。なお、かかる助言を得るに際し要した費用は、特に不合理と認められる例外的な場合を除き、全て当社が負担するものとします。

本有価証券報告書提出日現在の特別委員会の各委員の氏名及び略歴は（資料1）のとおりです。

特別委員会の決議は、原則として現任の委員全員が出席し、その全員の一致をもってこれを行います。

(f) 特別委員会の勧告手続及び当社取締役会による決議

ア 特別委員会の勧告

特別委員会は、取締役会評価期間内に、次の から に定めるところに従い、当社取締役会に対して大規模買付行為に関する勧告を行うものとします。

大規模買付ルールが遵守されなかった場合

大規模買付者が大規模買付ルールにつきその重要な点において違反した場合（大規模買付者が当社取締役会が定める合理的期間内に必要な追加情報の提供を行わない場合や大規模買付者が当社取締役会との協議・交渉に応じない場合を含みます。）で、当社取締役会がその是正を書面により当該大規模買付者に対して要求した後5営業日（初日不算入とします。）以内に当該違反が是正されない場合には、特別委員会は、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益の確保・向上のために対抗措置を発動させないことが必要であることが明白であることその他の特段の事情がある場合を除き、原則として、当社取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の発動を勧告します。かかる勧告がなされた場合、当社は、特別委員会の意見及びその意見の理由その他適切と認められる情報を、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示します。

なお、特別委員会は、当社取締役会に対して対抗措置の発動を勧告した後であっても、大規模買付行為が撤回された場合その他当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、対抗措置の発動の中止その他の勧告を当社取締役会に対して行うことができるものとします。かかる再勧告が行われた場合も、当社は、特別委員会の意見及びその意見の理由その他適切と認められる情報を、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示します。

大規模買付ルールが遵守された場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、特別委員会は、原則として、当社取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の不発動を勧告します。

もっとも、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、特別委員会は、当該大規模買付者が次の(ア)から(サ)までのいずれかの事情を有していると認められる者（以下、総称して「濫用的買収者」といいます。）であり、且つ、かかる大規模買付行為に対する対抗措置が相当であると判断する場合には、当社取締役会に対して、かかる大規模買付行為に対する対抗措置の発動を勧告します。

- (ア) 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で当社株券等の買収を行っている場合（いわゆるグリーンメイラー）ないし当社株券等の取得目的が主として短期の利鞘の獲得にある場合
- (イ) 当社の会社経営への参加の目的が、主として、当社の会社経営を一時的に支配して、当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該大規模買付者又はそのグループ会社等に移譲させることにある場合
- (ウ) 当社の会社経営を支配した後に、当社の資産を当該大規模買付者又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として不当に流用する予定で、当社株券等の取得を行っている場合

- (エ) 当社の会社経営への参加の目的が、主として、当社の会社経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券などの高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする点にある場合
- (オ) 当社の経営には特に関心を示したり、関与したりすることもなく、当社の株式を取得後、様々な策を弄して、もっぱら短中期的に当社の株式を当社自身や第三者に転売することで売却益を獲得しようとし、最終的には当社の資産処分まで視野に入れてひたすら自らの利益を追求しようとするものである場合
- (カ) 大規模買付者の提案する当社株券等の取得条件（買付対価の種類、価額及びその算定根拠、内容、時期、方法、違法性の有無、実現可能性を含みますがこれらに限りません。）が、当社の企業価値に照らして不十分又は不適切なものであると合理的な根拠をもって判断される場合
- (キ) 大規模買付者の提案する買収の方法が、二段階買付け（第一段階の買付けで当社株券等の全てを買付けられない場合の、二段階目の買付けの条件を不利に設定し、明確にせず、又は上場廃止等による将来の当社株券等の流通性に関する懸念を惹起せしめるような形で株券等の買付けを行い、株主の皆様に対して買付けに応じることを事実上強要するもの）、部分的公開買付け（当社株券等の全てではなく、その一部のみを対象とする公開買付け）などに代表される、構造上株主の皆様判断の機会又は自由を制約するような強圧的な方法による買収である場合
- (ク) 大規模買付者による支配権取得により、株主の皆様はもとより、企業価値の源泉である顧客、従業員その他の当社の利害関係者との関係が破壊又は毀損され、その結果として当社の企業価値が著しく毀損することが予想されたり、当社の企業価値の確保及び向上を著しく妨げるおそれがあると合理的な根拠をもって判断される場合、又は大規模買付者が支配権を獲得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大規模買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値と比べ、明らかに劣後すると判断される場合
- (ケ) 大規模買付者による支配権取得の事実それ自体が、当社の重要な取引先を喪失させる等、当社の企業価値を著しく毀損するものである場合
- (コ) 大規模買付者の経営陣又は主要株主若しくは出資者に反社会的勢力又はテロ関連組織と関係を有する者が含まれている場合等、大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合
- (サ) その他(ア)乃至(コ)に準ずる場合で、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益を著しく損なうと判断される場合

なお、かかる勧告に関する開示手続やその後の再勧告に関する手続は、上記 に準じるものとし、

特別委員会によるその他の勧告等

特別委員会は、当社取締役会に対して、上記のほか、適宜当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益の最大化の観点から適切と思われる内容の勧告や一定の法令等で許容されている場合における対抗措置の中止又は発動の停止の勧告等を行うことができるものとし、

なお、かかる勧告に関する開示手続やその後の再勧告に関する手続は、上記 に準じるものとし、

イ 当社取締役会による決議

当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、大規模買付者が大規模買付ルールにつきその重要な点において違反した場合（大規模買付者が当社取締役会が定める合理的期間内に必要な追加情報の提供を行わない場合や大規模買付者が当社取締役会との協議・交渉に応じない場合を含みます。）等一定の要件に該当すると判断する場合、「大規模買付行為に関するガイドライン」（以下「本ガイドライン」といいます。）に基づき、取締役会評価期間内に、対抗措置の発動、不発動又は中止その他必要な決議（株主の皆様のことを問うための株主総会の招集の決議を含みます。）を行うものとします。かかる決議を行った場合、当社は、当社取締役会の意見及びその意見の理由その他適切と認められる情報を、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示します。

ウ 当社株主総会の招集

当社取締役会は、特別委員会の全員一致による決議がなされなかった場合又は取締役の善管注意義務を尽くすため自らの判断で本プランによる対抗措置を発動することの可否を問うための当社株主総会を開催すべきと判断した場合には、速やかに当社株主総会を招集します。この場合には、大規模買付行為は、株主総会における対抗措置の発動議案の否決及び当該株主総会の終結後に行われるべきものとしたします。当該株主総会において本プランによる対抗措置の発動承認議案が否決された場合には、当該大規模買付行為に対しては本プランによる対抗措置の発動は行われません。

なお、当該株主総会の招集手続が執られた場合であっても、その後、当社取締役会において対抗措置不発動の決議を行った場合や当社取締役会にて対抗措置の発動を決議することが相当であると判断するに至った場合には、当社は当社株主総会の招集手続を取り止めることができます。かかる決議を行った場合も、当社は、当社取締役会の意見及びその意見の理由その他適切と認められる情報を、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示します。

(g) 大規模買付情報の変更

上記(c)の規定に従い、当社が大規模買付情報の提供が完了したと判断した旨開示した後、当社取締役会が大規模買付者によって当該大規模買付情報につき重要な変更がなされたと判断した場合には、その旨及びその理由その他適切と認められる情報を、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示することにより、従前の大規模買付情報を前提とする大規模買付行為（以下「変更前大規模買付行為」といいます。）について進めてきた本プランに基づく手続は中止され、変更後の大規模買付情報を前提とする大規模買付行為を変更前大規模買付行為とは別個の大規模買付行為として取扱い、本プランに基づく手続が改めて適用されるものとします。ただし、当社取締役会は、かかる判断にあたって、特別委員会の意見を最大限尊重するものとします。

(h) 対抗措置の具体的内容

当社が本プランに基づき発動する大規模買付行為に対する対抗措置の一つとしては、原則として、会社法第277条以下に規定される新株予約権の無償割当てによるものを想定しています（以下、割り当てられる新株予約権を「本新株予約権」といいます。）。ただし、会社法その他の法令及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には当該その他の対抗措置が用いられることもあり得るものとします。

大規模買付行為に対する対抗措置として本新株予約権の無償割当てをする場合の概要は、(資料2)に記載のとおりですが、実際に本新株予約権の無償割当てをする場合には、(i)例外事由該当者による権利行使は認められないとの行使条件や、(ii)新株予約権者が例外事由該当者に当たるか否かにより異なる対価で当社がその本新株予約権を取得できる旨を定めた取得条項、又は(iii)当社が本新株予約権の一部を取得することとするとともに、例外事由該当者以外の新株予約権者が所有する本新株予約権のみを取得することができる旨を定めた取得条項など、大規模買付行為に対する対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件、取得条項等を設けることがあります。

3. 本プランによる買収防衛策の継続、本プランの有効期間並びに継続、廃止及び変更等について

本プランの有効期間は、第65期定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。ただし、かかる有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合又は 当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、本プランはその時点で廃止されるものとします。よって、本プランは、株主の皆様のご意向に従い、随時これを廃止させることが可能です。

本プランについては、第65期定時株主総会後に行われる当社定時株主総会の終結後最初に開催される当社取締役会において、その継続、廃止又は変更の是非につき検討を行い、必要な場合には所要の決議を行います。

また、当社取締役会は、企業価値又は株主の皆様共同の利益の確保・向上の観点から、本プランに違反しない範囲、又は法令等及び金融商品取引所規則若しくはそのガイドラインの改正等又はこれらの解釈・運用の変更、又は税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で、特別委員会の承認を得た上で、上記当社定時株主総会の終結後最初に開催される当社取締役会以外の時機においても、必要に応じて本プランを見直し、又は変更する場合があります。

本プランの廃止、変更等が決議された場合には、当社は、当社取締役会又は特別委員会が適切と認める事項について、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示します。

なお、本有価証券報告書提出日現在において、当社株券等について具体的な大規模買付行為の兆候があるとの認識はございません。

4. 株主及び投資家の皆様への影響

(1) 本プランへの改定時にそれが株主及び投資家の皆様にご与える影響

本プランへの改定時には、本新株予約権の無償割当て自体は行われません。従って、本プランが、その効力発生時に株主及び投資家の皆様の法的権利及び経済的利益に直接具体的な影響を与えることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様へ与える影響

当社取締役会は、本プランに基づき、企業価値又は株主の皆様共同の利益の確保・向上を目的として大規模買付行為に対する対抗措置を執ることがあるものの、現在想定されている対抗措置の仕組み上、本新株予約権の無償割当て時には、保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じますが、保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じないことから、株主及び投資家の皆様の法的権利及び経済的利益に対して直接的具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、例外事由該当者については、対抗措置が発動された場合、結果的に、その法的権利又は経済的利益に何らかの影響が生じる可能性があります。

また、対抗措置として本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であって、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主の皆様が確定した後において、当社が、本新株予約権の無償割当てを中止し、又は無償割当てがなされた本新株予約権を無償取得する場合には、結果として当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じませんので、当社株式1株当たりの価値の希釈化が生じることを前提にして当社株式の売買等の取引を行った株主及び投資家の皆様は、株価の変動等により相応の損害を被る可能性があります。

無償割当てがなされた本新株予約権の行使及び取得の手続について株主の皆様に関わる手続は、次のとおりです。

当社取締役会において、本新株予約権の無償割当てを行うことを決議した場合、当社は、本新株予約権の割当てのための基準日を定め、法令及び当社定款に従い、これを公告します。この場合、当該基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、その所有株式数に応じて本新株予約権が割り当てられます。

本新株予約権の無償割当てが行われる場合、申込みの手続は不要となり、基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日に、当然に新株予約権者となります。

当社は、基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、本新株予約権の行使請求書（当社所定の書式によるものとし、株主ご自身が例外事由該当者ではないこと等を誓約する文言を含むことがあります。）その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付します。株主の皆様におかれましては、当社取締役会が別途定める本新株予約権の行使期間内にこれらの必要書類を提出した上、本新株予約権1個当たり1円を払込取扱場所に払い込むことにより、1個の本新株予約権につき0.5株以上1株以下で当社取締役会が別途定める数の当社普通株式が発行されることとなります。ただし、例外事由該当者は、当該新株予約権を行使できない場合があります。

他方、当社が本新株予約権を取得する場合、株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による本新株予約権の取得の対価として、当社普通株式の交付を受けることとなります（なお、この場合、株主の皆様には、別途、本人確認のための書類、当社普通株式の振替を行うための口座に関する情報を記載した書類のほか、ご自身が例外事由該当者ではないこと等を誓約し、かかる誓約に虚偽が存した場合には交付された当社普通株式を直ちに返還する旨の文言を記載した書面をご提出頂くことがあります。）。ただし、例外事由該当者については、上記のとおり、その有する本新株予約権が取得の対象とならない、又はその有する本新株予約権の取得の対価として交付される財産の種類が他の株主の皆様と異なることがあります。

これらの手続の詳細につきましては、実際にこれらの手続が必要となった際に、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切な開示を行いますので、当該内容をご確認下さい。

5. 本プランの合理性について

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を以下のとおり充足しており、また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」その他の買収防衛策に関する実務・議論を踏まえた内容となっており、高度な合理性を有するものです。

(1) 企業価値ないし株主共同の利益の確保・向上

本プランは、上記2.(1)記載のとおり、大規模買付者に対して事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供及び考慮・交渉のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、当社取締役会が特別委員会の勧告を受けて当該大規模買付行為に対する賛否の意見又は代替案を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益の確保・向上を目的とするものです。

(2) 事前の開示

当社は、株主及び投資家の皆様及び大規模買付者の予見可能性を高め、株主の皆様に適正な選択の機会を確保するために、本プランを予め開示するものです。

また、当社は今後も、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って必要に応じて適時適切な開示を行います。

(3) 株主意思の重視

当社は、本プランによる買収防衛策の一部変更及び継続に関する承認議案を平成22年6月29日の第65期定時株主総会に付議し、承認を得ておりますので、本プランへの改定の発効について株主の皆様のご意思を反映させております。また、上記3.記載のとおり、当社の株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合には本プランはその時点で廃止されるものとしており、その存続が株主の皆様ご意思に係らしめられています。

(4) 外部専門家の意見の取得

上記2.(2)(d)記載のとおり、当社取締役会は、大規模買付行為に関して評価、検討、意見形成、代替案立案及び大規模買付者との交渉を行うに際しては、必要に応じて、外部専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等）の助言を得ます。これにより当社取締役会の判断の客観性及び合理性が担保されることとなります。

(5) 特別委員会の設置

当社は、上記2.(2)(e)記載のとおり、本プランの必要性及び相当性を確保し、経営者の保身のために本プランが濫用されることを防止するために、特別委員会を設置し、当社取締役会が対抗措置を発動する場合には、その判断の公正を担保し、且つ、当社取締役会の恣意的な判断を排除するために、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとしています。

(6) ガイドラインの設定

当社は、本プランにおける各手続において当社取締役会による恣意的な判断や処理がなされることを防止し、また、手続の透明性を確保すべく、客観的な要件を織り込んだ内部基準として、本ガイドラインを設けています。本ガイドラインの制定により、対抗措置の発動、不発動又は中止に関する判断の際に拠るべき基準が客観性・透明性の高いものとなり、本プランにつき十分な予測可能性が付与されることとなります。

(7) デッドハンド型買収防衛策又はスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、上記3.記載のとおり、当社の株主総会又は株主総会において選任された取締役により構成される取締役会によっていつでも廃止することができるため、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）又はスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）ではありません。

(資料1)

〔特別委員会委員の氏名及び略歴〕

〔氏名〕 泰田 啓太(昭和43年11月14日生)

〔略歴〕 平成6年4月 東京地方検察庁検事

平成11年7月 法務省民事局

平成16年4月 弁護士登録(第一東京弁護士会)

平成19年1月 桃尾・松尾・難波法律事務所パートナー(現在)

〔氏名〕 谷津 章一(昭和16年6月16日生)

〔略歴〕 昭和39年4月 ケイヒン株式会社入社

昭和63年4月 同社企画情報部長

平成3年6月 同社取締役

平成9年6月 同社常務取締役

平成16年6月 当社社外監査役

平成19年6月 ケイヒン株式会社常勤監査役

平成24年6月 当社常勤社外監査役(現在)

〔氏名〕 長谷川 敬一(昭和26年2月15日生)

〔略歴〕 昭和49年4月 日本楽器製造株式会社(現、ヤマハ株式会社)入社

昭和57年9月 監査法人太田哲三事務所(現、新日本有限責任監査法人)入所

平成8年7月 新日本監査法人 社員待遇者、新日本コンサルティング株式会社取締役

平成13年7月 同監査法人 代表社員待遇者

平成23年4月 長谷川公認会計士事務所開設

平成24年6月 当社社外監査役(現在)

(資料2)

〔新株予約権の無償割当てをする場合の概要〕

1. 割当て対象株主

取締役会で別途定める基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有株式(ただし、当社の有する当社普通株式を除く。)1株につき1個の割合で新株予約権の無償割当てをする。

2. 新株予約権の目的である株式の数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の行使により交付される当社普通株式は0.5株以上1株以下で取締役会が別途定める数とする。

3. 新株予約権の無償割当ての効力発生日

取締役会において別途定める。

4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの価額は金1円とする。

5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による取得については、取締役会の承認を要するものとする。

6. 新株予約権の行使条件

新株予約権の行使条件は取締役会において別途定めるものとする(なお、取締役会が所定の手続に従って定める一定の大規模買付者、その共同保有者及び特別関係者並びにこれらの者が実質的に支配し又はこれらの者と共同ないし協調して行動する者として取締役会が認めた者等(以下「例外事由該当者」という。))による権利行使は認められないとの行使条件を付すこともあり得る。)

7. 当社による新株予約権の取得

(1) 当社は、大規模買付者が大規模買付ルールに違反をした日その他の一定の事由が生じること又は取締役会が別に定める日が到来することのいずれかを条件として、取締役会の決議に従い、新株予約権の全部又は例外事由該当者以外の新株予約権者が所有する新株予約権についてのみを取得することができる旨の取得条項を取締役会において付すことがあり得る。

(2) 前項に定める新株予約権の全部を取得することができる旨の取得条項を付す場合には、新株予約権者が例外事由該当者に当たるか否かにより異なる対価で当社がその本新株予約権を取得できる旨の定めを設ける場合がある。

8. 新株予約権の無償取得事由(対抗措置の廃止事由)

以下の事由のいずれかが生じたときは、当社は、新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとする。

(a) 株主総会において大規模買付者の買収提案について普通決議による賛同が得られた場合

(b) その他取締役会が別途定める場合

9. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間その他必要な事項については、取締役会において別途定めるものとする。

4 【事業等のリスク】

当社グループの経営成績及び財務状態等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を記載しております。

なお、文中における将来に関する事項は、本有価証券報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営環境等の外部要因に関するリスク

社会情勢の影響によるリスク

食品の安全性に対し消費者を中心として社会的な関心が非常に高まってきており、牛海綿状脳症（BSE）や口蹄疫、鳥インフルエンザなどの大規模な家畜伝染病の発生に伴い該当する畜産物の消費が落ち込み、あるいは相場が低下することにより、当社グループの配合飼料の顧客である畜産生産者の経営環境が悪化し、ひいては当社グループにおける配合飼料販売の停滞又は売上債権の回収困難を来す可能性があります。

また、こうした安全性志向により法令等の新たな制定や改正が行われ、当社グループにとって生産コストアップや収益性の低下等に繋がる可能性があります。

畜産物相場変動のリスク

畜産物相場は基本的に需給関係を反映して変動し、生産コストと直接的には関係なく騰落します。

従って、畜産生産者にとっては生産コストを下回る収入となることもあり得ますので、その際には、当社グループによる売上債権の回収困難を来す可能性があります。

原料相場変動のリスク

配合飼料の原料には、とうもろこし、マイロ（こうりゃん）、大豆粕など、直接間接に輸入される品目が多く使用されています。これらの購入価格は米国のシカゴ穀物相場を基準としており、主産地である米国の気象条件そのほかの要因により日々変動します。加えて、産地から日本までの輸送コストも、船運賃ほかの要因により変動します。更に、外国為替相場の変動により円ベースでの原料価格は変動します。

従って、これらの要因により配合飼料の原料コストが刻々と変動する一方、配合飼料製品の販売価格は3ヶ月ごとの見直しが慣例となっているので、これに対応すべく、穀物相場、船運賃及び為替相場の先物予約等を実施しておりますが、急激かつ予想しがたい相場変動が発生した場合には企業収益に大きな影響を蒙る可能性があります。

配合飼料業界が直面する課題に伴うリスク

配合飼料業界特有の制度として配合飼料価格安定基金制度があり、配合飼料製造業者と畜産生産者が基金を積み立てておき、配合飼料製品の値上げが行われた際に畜産生産者へ補てんを行うことにより、値上げによる畜産経営への負担を軽減し、わが国畜産生産の安定に資することを目的としております。この制度による補てんが多額となり基金が枯渇する場合は、配合飼料製造業者による基金の積増し又は金融機関からの借入れに対する保証を行うことがあり、その場合は利益の減少又は保証債務の増加を招く可能性があります。

(2) 経営資源等の内部要因に関するリスク

グループ会社の有する重要事項等によるリスク

- ア．当社グループを構成する各社の運営状況には常に注意を払っており、いずれもグループ会社としての役割を果たしていますが、経営環境の悪化等により業績改善の見通しが立たない際には整理統合することがあり、その場合には関係会社整理損失が発生する可能性があります。
- イ．当社グループには農場運営会社が含まれており、家畜の飼養に際し生じる排泄物については、浄化施設を設置して法令等に適合する様に浄化处理しておりますが、万一予測しがたい事故、施設故障等が発生し必要な浄化が困難となった場合は、当社が施設整備資金の貸付などの支援を行う必要が生じる可能性があります。
- ウ．当社グループには畜産物の処理加工会社が含まれており、多種多様な畜産物（食肉・鶏卵）、加工食品の仕入、処理加工並びに販売業務を行っております。これらの業務遂行に際しては、商品の品質並びに事業場の安全衛生を維持するために必要な設備を設置し従業員の教育訓練を実施しておりますが、不測の要因により、商品の内容等に問題が生じる可能性があります。

偶発債務の存在によるリスク

当社グループは、取引先の金融機関等からの債務に対し債務保証を行っておりますが、被保証先企業自身による返済が不能となった場合には、当社グループが代位弁済を行う必要が生じる可能性があります。

飼料製造工場におけるリスク

- ア．当社グループの飼料事業部門には飼料製造工場が含まれております。各工場とも必要とされる防災施設を設置しているほか、自衛消防隊を組織し防火訓練を実施するなど、工場災害の未然防止に万全を期しておりますが、想定外の原因により、粉塵爆発等の事故が発生することがあり、その規模によっては復旧までの間製造が行えなくなる可能性があります。
- イ．大規模地震により建物及び機械設備が倒壊する可能性があるほか、当社グループの飼料製造工場は沿岸部に位置しているため、津波による建物及び機械設備の水没あるいは損壊等により、復旧までの間製造不能となる可能性があります。
- ウ．持分法適用関連会社日本ペットフード(株)静岡工場が立地している静岡県袋井市は、東海地震に係る地震防災対策強化地域に含まれております。
- エ．飼料製造工場では様々な種類の原料を使用し、多種類の飼料製品を製造しております。これら原料・製品の品質は、品質保証部が中心となり「飼料安全法（飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律）」その他の法令及び社内規程に則って厳しく管理されておりますが、不測の要因により、製品の内容等に問題が生じ、回収費用等のコスト発生など損害を蒙る可能性があります。

コンピューター・システムダウンによるリスク

当社ではイントラネットを設置し、会計ほか多くの業務をコンピューターにより処理しております。その基幹施設は本社（神奈川県横浜市西区）に設置され、専任部署によって維持管理が行われております。不慮の災害に備え、データの専門施設での保管、バックアップ用施設の設置などの対策を講じておりますが、災害の規模によってはシステムダウンの状態が継続し業務が停滞する可能性があります。

有価証券等の価格下落によるリスク

- ア．当社グループは様々な企業の有価証券を保有しておりますが、株式市場の相場下落などにより、これら有価証券の価格が低下し、評価損失が発生する可能性があります。
- イ．当社グループは土地・建物等の固定資産を保有しておりますが、市場価値の下落等により評価損失を計上する可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

当社は、当連結会計年度において下記のとおり合併事業に関する契約を締結しました。

契約会社名	相手先の名称	内容	出資額	合併会社名	設立年月
協同飼料株式会社(当社)	双日株式会社	左記会社との共同出資によるベトナム国内での配合飼料製造・販売会社の設立	双日株式会社US\$ 12,240千(51%) 当社US\$ 11,760千(49%)	双日協同飼料会社(資本金US\$ 24,000千)	平成23年 8月

6 【研究開発活動】

当社グループのうち、当社における研究開発組織は、当連結会計年度に、研究所技術開発部を福島県小野町に統合移転した研究所（福島リサーチセンター）において、市場ニーズに合致した養鶏・養豚・養牛用の各種畜産飼料及び技術の開発を行い、また研究所技術管理部・品質保証部は、茨城県神栖市の研究所（鹿島技術センター）にて品質及び安全管理に関する活動を行っております。技術管理部の分析体制においては、ISO17025（試験所の能力に関する国際規格）を取得し、より信頼度の高い分析による品質管理を行っております。開発活動においては、国内及び国外のパートナーとの栄養学や飼養学等に関する連携を密にし、精度の高い大規模試験に基づく共同研究を通じて研究成果の迅速な製品化を図るとともに、原料高騰に伴う生産コストへの影響の低減および昨今の安全性確保の要請の高まりに応えるべく、最新情報をリアルタイムに交換し、安全で安心な配合飼料の提供に努めております。

また、飼料事業のうちペットフードについては、持分法適用関連会社である日本ペットフード(株)の研究所において、犬、猫及び観賞魚の飼育を通じて栄養学並びに食性や嗜好性などの動物行動学、臨床獣医学的研究やペットフードの安全性などに関する研究を積み重ねております。

なお、当連結会計年度における連結対象会社ベースでの研究開発費は、4億7千3百万円であります。

当連結会計年度における主な成果は、次のとおりであります。

(1) 畜産飼料

養鶏用飼料では、最新の栄養学に基づく新技術開発と、農場生産コスト低減のための研究成果を採卵鶏用、ブロイラー用、種鶏用の製品に応用しております。

平成16年に業界に先駆けて製品化した誘導換羽専用飼料「さくらりふれっしゅ」は、絶食させない誘導換羽技術の普及により、アニマルウェルフェアにも合致し、さらに有色鶏にも対応した技術へと改良を重ねて、お客様から高い評価を得ております。また、追従する形で発売した誘導換羽後専用飼料「さくらアフター」では、換羽後に陥りやすい問題に対する解決型の飼料として、卵重コントロールの実践や卵殻質、産卵成績を改善し、農場収益の改善に貢献しております。これら誘導換羽関連の技術では常に業界先駆者の意識のもとに日々の研究開発を継続して進めております。

採卵鶏育成用飼料体系「ゴールデンシリーズ」では、基礎研究の成果により新しく開発した成績解析プログラムを配合飼料とセットにして、自家育雛、育成専門の形態を問わず、生産者の飼育スタイルに適合する体重誘導と飼料体系の提案が可能となり、採卵鶏の成績向上に寄与しております。

畜産物では、食の安全に関連して平成22年3月より全面施行された「鶏卵の表示に関する公正競争規約」に適合するように、飼料からの成分移行の指針や、鶏卵・鶏肉のおいしさについて科学的手法でアプローチする基礎研究への取り組みも継続して実施しています。

養豚用飼料では、最新の栄養情報や技術を取り入れながら、新しい自社試験農場での精密試験の実施によるきめ細かい製品開発に取り組んでおり、常に業界上位の製品能力を維持しております。特に離乳子豚用の高性能人工乳飼料の開発には大きく力を注いでおり、子豚餌付け用飼料の「ママ7・スウィートEX」、人工乳前期用の「ママ7・アクトEX」は、哺乳子豚の寄り付き強化と、離乳後の発育を大幅に改善し、出荷日齢の短縮に寄与しています。また新発売した人工乳後期用「ママ8シリーズ」が更に人工乳期の発育を向上すると共に、新しい給与体系（フィードバジェット）の提案による農場飼料コストの削減に貢献し、多くのお客様から高い評価をいただいております。

肉豚用飼料では「あじわいぼーく」をはじめとする差別化豚肉作出のための飼料開発を継続して進め、良質な豚肉生産を実現する飼料として高い評価を得ております。

母豚用飼料では、最新の栄養理論に基づいて設計された製品群と併せて、母豚の繁殖性能を高く維持する為の体重や背脂肪の蓄積に応じた給与体系の技術を提案しています。

酪農や肉牛生産においては震災の影響もあり、全国的な生乳生産量の低下、生産基盤の強化が叫ばれる中、酪農飼料においては、当社で実践している栄養理論である「AAMPS理論(アミノ酸・代謝たん白システム)」にもとづいた製品配置（あんぷすシリーズ）と飼料設計技術を駆使して、酪農家の皆様に有益な技術提案を行っております。子牛用及び乳牛用飼料として、永年ご愛顧頂いている「カーフマンナ」も、市場における評価は揺ぎ無いものであり、酪農家の皆様の生産性向上に貢献しております。

肉牛用飼料では、製造技術と栄養学の調和により開発された製品「なかなかびーふシリーズ」は、和牛・交雑種牛用飼料として、優良な枝肉成績の実績に裏づけされ、全国の肥育農家の皆様に圧倒的な支持を得ております。肉牛用サプリメント「ビーフマンナ」は、肥育素牛の導入馴致時と、肥育期の飼料摂取量の安定促進という観点から、徐々に肥育農家の皆様の評価が高まっております。

(2)ペットフード

ペットフード業界では犬、猫共に飼育頭数の減少傾向が止まったにもかかわらず低価格志向が継続しており、市場規模は前年を下回る結果となりました。このような環境の中、犬においては小型化、高齢化、室内飼育化、猫においては高齢化が更に進展しています。

日本ペットフード(株)は、ペット飼育者の意識の高い“ペットの健康”に配慮したペットフードの研究開発を進めてまいりました。

ドッグフード

ドッグフードにおいては、犬の小型化に対応する為、粒形状を小さくすると共に免疫力強化、関節の健康維持、皮膚と毛艶の健康維持を特徴とした「ビタワン小型犬用」や3kg以下の超小型犬に向けた「ビタワンコンボ超小型犬用」、また高齢化に対応した8歳以上、11歳以上を「ビタワンコンボ」、「もっちりふっくら」シリーズに追加いたしました。

キャットフード

キャットフードにおいては、毎年ラインナップを増やしている「ビューティープロ猫用」シリーズでは、優れた栄養バランスを維持した「成猫用チキン味」と11歳以上猫の健康維持と体重管理に考慮した「低脂肪11歳以上猫用」を追加いたしました。

また、犬、猫共に拡大しているジャーキー、おやつ市場に対し「ビタワン君のおやつシリーズ」4アイテム、「ビタワン君のおやつバー」3アイテムと「ミオちゃんの香ばしかつおシリーズ」4アイテムをリリースいたしました。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当連結会計年度の財政状態及び経営成績の分析は、以下のとおりであります。

(1) 財政状態の分析

資産の状況

当連結会計年度は、受取手形及び売掛金や投資有価証券の増加等により資産合計は39億1千9百万円増加し、477億6千5百万円(前連結会計年度比8.9%増)となりました。

負債の状況

当連結会計年度は、支払手形及び買掛金が30億7千3百万円増加したこと等により負債合計は43億1千万円増加し、359億6千8百万円(前連結会計年度比13.6%増)となりました。

純資産の状況

当連結会計年度は、利益剰余金が4億9千9百万円減少したこと等により、純資産合計は117億9千7百万円(前連結会計年度比3.2%減)となりました。

(2) 経営成績の分析

当社グループは、畜産生産者の生産性向上に貢献する製品の開発と飼料の安全性の確保に対する取組みに注力し、当社グループの配合飼料の販売数量は増加し、売上高は1,290億7千万円(前連結会計年度比10.2%増)となりました。しかし、貸倒懸念先の回収可能性を一層厳格に見直し、貸倒引当金を19億3千6百万円計上したことにより、営業利益は7億5千8百万円(前連結会計年度比59.5%減)、経常利益は2億4百万円(前連結会計年度比86.2%減)となりました。さらに、東日本大震災の災害による損失などの特別損失を2億1千2百万円計上したこと、また、法人税率の変更により法人税等調整額が2億8千4百万円増加したことなどから、当期純損失は2億4千万円(前連結会計年度は、1億1千8百万円の当期純損失)となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度のキャッシュ・フローは、営業活動により18億5千2百万円の収入、投資活動により14億3千9百万円の支出、財務活動により5億4千5百万円の収入となった結果、現金及び現金同等物の期末残高は14億1千6百万円(前連結会計年度比244.5%増)となりました。

営業活動によるキャッシュ・フロー

当連結会計年度の営業活動によるキャッシュ・フローは、仕入債務の増加28億7千9百万円等により、18億5千2百万円の収入(前連結会計年度比92.9%の収入増)となりました。

投資活動によるキャッシュ・フロー

当連結会計年度の投資活動によるキャッシュ・フローは、有形及び無形固定資産取得による支出8億7千万円及び投資有価証券の取得による支出8億2千4百万円等により、14億3千9百万円の支出(前連結会計年度比14.2%の支出減)となりました。

財務活動によるキャッシュ・フロー

当連結会計年度の財務活動によるキャッシュ・フローは、借入金の増加9億9百万円等により、5億4千5百万円の収入(前連結会計年度比9.0%の収入減)となりました。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度は、研究所福島リサーチセンター新設工事の完成などがあり、設備投資等の総金額は10億2千9百万円であります。

なお、セグメントの設備投資については、次のとおりであります。

飼料事業

提出会社において、研究試験農場（福島リサーチセンター）の新設や、製品の品質向上などに必要な更新工事及び合理化工事などを行っております。

飼料事業セグメントの設備投資等の金額は6億8千7百万円であります。

畜産物事業

各食肉加工会社、鶏卵会社、畜産農場で必要な更新工事及び合理化工事を行っております。

畜産物事業セグメントの設備投資等の金額は、3億2千4百万円であります。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

平成24年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (名)
			建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積㎡)	その他	合計	
石巻工場 (宮城県石巻市)	飼料事業	配合飼料製造設備	110	148	54 (17,909)	0	314	14
鹿島工場 (茨城県神栖市)	飼料事業	配合飼料製造設備	349	756	292 (35,714)	0	1,398	40
名古屋工場 (愛知県名古屋 市港区)	飼料事業	配合飼料製造設備	238	242	14 (1,842) 〔9,277〕	12	508	39
北九州支店 (福岡県北九州 市門司区) (注)4	飼料事業	配合飼料製造設備	379	607	529 (15,832) 〔3,009〕	8	1,524	30

(2) 国内子会社

平成24年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の 内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (名)
				建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積㎡)	その他	合計	
(株)東白川 ファーム	本社・農場 (福島県東白 川郡塙町)	畜産物 事業	養豚農場	462	32	[97,300]	16	511	11
三河畜産 工業(株)	本社・工場 (愛知県 豊田市)	畜産物 事業	食肉加工 センター	235	51	393 (3,962)	3	684	27 [81]
(株)奥三河 どり	本社・工場 (愛知県 犬山市)	畜産物 事業	食肉加工 センター	242	96	418 (4,969)	81	839	19 [117]
ゴールド エッグ(株)	大阪支店ほか 1支店 (大阪府堺市 ほか)	畜産物 事業	鶏卵パッ クセン ター	32	15	172 (2,539)	41	262	34 [54]

- (注) 1 帳簿価額には、建設仮勘定の金額を含んでおりません。
 2 上記中〔外書〕は、連結会社以外から賃借している土地の面積であります。
 3 上記中〔外書〕は、臨時従業員数であります。
 4 北九州支店の設備は、そのほとんどを連結子会社の門司飼料(株)へ賃貸しております。また、従業員数には門司飼料(株)の従業員18名を含めております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	400,000,000
計	400,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (平成24年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成24年6月28日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	103,995,636	103,995,636	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は 1,000株でありま す。
計	103,995,636	103,995,636		

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成17年8月1日		103,995,636		5,199	1,000	2,946

(注) 資本準備金の減少は、旧商法第289条第2項の規定に基づき、その他資本剰余金に振替えたものであります。

(6) 【所有者別状況】

平成24年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)		33	35	130	48	4	6,199	6,449	
所有株式数(単元)		35,955	1,044	27,644	2,304	27	36,862	103,836	159,636
所有株式数の割合(%)		34.63	1.00	26.62	2.22	0.03	35.50	100.00	

(注) 1 自己株式5,055,146株は、「個人その他」に5,055単元、「単元未満株式の状況」に146株含まれております。
2 上記「その他の法人」には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が2単元含まれております。

(7) 【大株主の状況】

平成24年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
有限会社大和興業	横浜市中区南仲通四丁目43番地	6,517	6.27
ケイヒン株式会社	東京都港区海岸三丁目4番20号	5,949	5.72
株式会社横浜銀行 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	横浜市西区みなとみらい三丁目1番1号 (東京都中央区晴海一丁目8番12号)	4,933	4.74
朝日生命保険相互会社 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	東京都千代田区大手町二丁目6番1号 (東京都中央区晴海一丁目8番12号)	4,568	4.39
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	4,021	3.87
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	3,231	3.11
株式会社みずほコーポレート銀行 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 (東京都中央区晴海一丁目8番12号)	3,028	2.91
農林中央金庫	東京都千代田区有楽町一丁目13番2号	2,776	2.67
中央三井信託銀行株式会社 (常任代理人 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)	東京都港区三丁目33番1号 (東京都中央区晴海一丁目8番11号)	2,249	2.16
三井物産株式会社 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	東京都千代田区大手町一丁目2番1号 (東京都中央区晴海一丁目8番12号)	2,216	2.13
計		39,490	37.97

(注) 1 上記のほか当社所有の自己株式5,055千株(4.86%)があります。
2 大株主は、平成24年3月31日現在の株主名簿に基づくものであります。

(8)【議決権の状況】

【発行済株式】

平成24年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 5,055,000		
	(相互保有株式) 普通株式 362,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 98,419,000	98,419	
単元未満株式	普通株式 159,636		
発行済株式総数	103,995,636		
総株主の議決権		98,419	

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が2,000株(議決権の数2個)含まれております。

【自己株式等】

平成24年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 協同飼料株式会社	横浜市西区高島二丁目 5番12号	5,055,000		5,055,000	4.86
(相互保有株式) 日本ペットフード 株式会社	東京都品川区東品川二丁目 2番4号	362,000		362,000	0.35
計		5,417,000		5,417,000	5.21

(9)【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(百万円)
当事業年度における取得自己株式	569	0
当期間における取得自己株式	809	0

(注) 当期間には、平成24年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる取得自己株式数は、含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(百万円)	株式数(株)	処分価額の総額(百万円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他()				
保有自己株式数	5,055,146		5,055,955	

(注) 当期間には、平成24年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び買増しによる保有自己株式数は、含めておりません。

3 【配当政策】

当社は、株主の皆さまへは安定的な利益還元を重視しつつ業績に対応した配当を行うことを基本とする
とともに、長期的な経営基盤の維持・強化を図る方針であります。

当社の剰余金の配当は、期末配当の年1回を基本的な方針としております。配当の決定機関は、株主総会
であります。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、上記の基本方針に則り、1株につき3円とさせていただくこ
ととなりました。

なお、当事業年度の剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金額（百万円）	1株当たり配当額（円）
平成24年6月28日 定時株主総会決議	296	3

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第63期	第64期	第65期	第66期	第67期
決算年月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月
最高(円)	187	210	140	125	106
最低(円)	100	77	99	76	82

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成23年 10月	11月	12月	平成24年 1月	2月	3月
最高(円)	90	88	100	101	102	102
最低(円)	85	82	84	92	96	97

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

5 【役員 の 状 況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役	取締役会長	酒 井 透	昭和8年7月12日生	昭和28年5月 当社 入社 昭和47年3月 当社 神戸工場長 昭和52年6月 当社 取締役 昭和59年6月 当社 常務取締役 昭和62年6月 当社 取締役副社長 平成5年6月 当社 代表取締役社長 平成15年6月 当社 取締役会長 平成18年6月 当社 相談役 平成23年6月 当社 代表取締役相談役 平成24年6月 当社 代表取締役会長(現在)	(注) 2	131
代表取締役	取締役社長	林 泰 正	昭和24年12月19日生	昭和48年4月 当社 入社 平成18年3月 当社 北海道事業所長 平成20年4月 当社 執行役員 平成22年4月 当社 常務執行役員 平成23年6月 当社 代表取締役社長(現在)	(注) 2	52
取締役	専務執行役員 飼料事業部長	弦 卷 恒 三	昭和25年2月20日生	昭和47年4月 当社 入社 平成10年10月 当社 業務部長 平成15年4月 当社 執行役員 平成15年6月 当社 取締役執行役員 平成17年4月 当社 常務取締役常務執行役員 平成18年4月 当社 専務取締役専務執行役員 平成21年6月 当社 専務取締役 平成23年6月 当社 取締役専務執行役員(現在)	(注) 2	42
取締役	専務執行役員 総務部、人事部、 経理部担当	野 口 隆	昭和31年6月24日生	昭和54年4月 株式会社横浜銀行 入行 平成12年5月 同行 上大岡支店長 平成18年4月 同行 執行役員 平成22年4月 同行 常務執行役員 平成23年6月 同行 取締役常務執行役員 平成24年5月 当社 顧問 平成24年6月 当社 取締役専務執行役員(現在)	(注) 2	
取締役	常務執行役員 食肉鶏卵事業部 長	小 池 徳 治	昭和25年12月6日生	昭和49年4月 当社 入社 平成15年4月 当社 執行役員 平成21年6月 当社 取締役 平成22年6月 当社 常務取締役 平成23年6月 当社 取締役常務執行役員(現在)	(注) 2	43
取締役	常務執行役員 関東支店長	古 賀 靖	昭和26年6月2日生	昭和49年4月 当社 入社 平成12年10月 当社 石巻工場長 平成17年4月 当社 執行役員 平成19年4月 当社 常務執行役員 平成24年6月 当社 取締役常務執行役員(現在)	(注) 2	19
取締役	執行役員 監理部長兼情報 システム部長	古 屋 優	昭和28年3月5日生	昭和50年4月 当社 入社 平成15年10月 当社 関東事業所長 平成17年4月 当社 執行役員 平成21年6月 当社 取締役 平成23年6月 当社 取締役執行役員(現在)	(注) 2	37
取締役	執行役員 研究所長	玉 置 和 之	昭和33年12月17日生	昭和56年4月 当社 入社 平成17年6月 当社 研究所長 平成20年4月 当社 執行役員 平成21年6月 当社 取締役 平成23年6月 当社 取締役執行役員(現在)	(注) 2	21
取締役	執行役員 資材部長	大 谷 真 雄	昭和28年2月23日生	昭和51年4月 当社 入社 平成15年3月 当社 資材部長 平成17年4月 当社 執行役員 平成22年6月 当社 取締役 平成23年6月 当社 取締役執行役員(現在)	(注) 2	22

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役 (注) 1		岡田 康彦	昭和18年6月1日生	昭和41年4月 大蔵省 入省 平成5年7月 同省大臣官房金融検査部長 平成6年7月 東京国税局長 平成7年5月 証券取引等監視委員会事務局長 平成11年7月 環境事務次官 平成15年6月 社団法人全国労働金庫協会理事長 平成24年1月 弁護士法人北浜法律事務所代表社員 平成24年6月 当社 取締役(現在)	(注) 2	
監査役 (注) 3		吉村 博美	昭和29年7月20日生	昭和52年4月 農林中央金庫 入庫 平成17年7月 同庫 資産サポート部長 平成20年6月 株式会社三幸社代表取締役常務 平成23年8月 同社 常務取締役 平成24年6月 当社 常勤監査役(現在)	(注) 4	
監査役 (注) 3		谷津 章一	昭和16年6月16日生	昭和39年4月 ケイヒン株式会社 入社 昭和63年4月 同社 企画情報部長 平成3年6月 同社 取締役 平成9年6月 同社 常務取締役 平成16年6月 当社 監査役 平成24年6月 当社 常勤監査役(現在)	(注) 4	
監査役		大津 裕	昭和28年7月12日生	昭和52年4月 当社 入社 昭和60年6月 当社 監査役(現在) 昭和62年11月 日本ベツトフード株式会社 代表取締役社長 平成9年2月 同社 取締役社主(現在)	(注) 4	183
監査役 (注) 3		長谷川 敬一	昭和26年2月15日生	昭和49年4月 日本楽器製造株式会社 入社 (現、ヤマハ株式会社) 昭和57年9月 監査法人太田哲三事務所 入所 (現、新日本有限責任監査法人) 平成8年7月 新日本監査法人 社員待遇者、新日本 コンサルティング株式会社取締役 平成13年7月 同監査法人 代表社員待遇者 平成23年4月 長谷川公認会計士事務所 開設 平成24年6月 当社 監査役(現在)	(注) 4	
計						555

- (注) 1 取締役岡田康彦は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- 2 取締役の任期は、平成24年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成25年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 3 監査役吉村博美、谷津章一及び長谷川敬一は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
- 4 監査役吉村博美、谷津章一、大津裕及び長谷川敬一の任期は、平成24年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成28年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 5 所有株式数は、平成24年3月31日現在の株主名簿に基づくものであります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

企業統治の体制

当社の企業統治に関する基本的な考え方は、市場や取引先から高い評価を得られる企業価値を事業を通じて継続的に創造し、株主をはじめとするステークホルダーに対する経営の透明性を高め、社会的に存在意義のある企業グループとして存続していくための体制を確立することであると位置付けております。

ア 会社の機関の基本説明

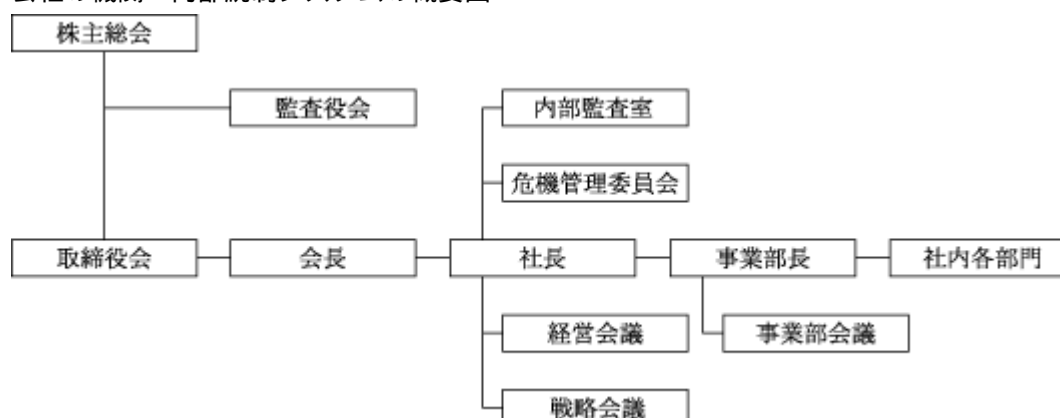
当社は執行役員制度を導入して、経営の意思決定と監督機能と業務執行機能を分離し、取締役会での議論の活性化を図って監督機能の実効性を高めています。

本有価証券報告書提出日現在の取締役は10名(うち、社外取締役は1名)、執行役員は取締役兼務7名を含め18名であります。

イ 当該企業統治の体制を採用する理由

当社は、監査役制度を採用しており、監査役4名のうち3名を社外監査役としております。各監査役は豊富な企業経験を有し、また監査役の内2名を独立役員として選任することで、当社の経営・業務執行の意思決定につき、中立的な立場で客観的に経営監視を行う体制を整えているためであります。また、独立性をもって経営の監視を遂行し、取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化を図るため、社外取締役を選任しております。

ウ 会社の機関・内部統制システムの概要図



エ 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況

意思決定及び監督機能と業務執行機能との間で共通認識を確保し、業務の有効性と効率性、財務報告の信頼性、関連法規の遵守を図るため、当社グループ経営に係わる重要事項について、経営会議の審議を経て取締役会で意思決定しております。

経営会議は、社長、担当取締役及び執行役員等で構成され、常勤監査役の出席のもと当社の経営目標や経営戦略等の事業戦略を審議しております。また、社長をはじめ関係者が出席する戦略会議が、毎月1回開催され、リスク管理、コンプライアンス等を含む業務の執行全般に亘り審議されております。

当事業年度は、取締役会は13回開催され、当社の業務執行を決定しました。また、経営会議は12回、戦略会議は12回開催され、重要な執行方針の審議、業務執行の意思統一が図られました。

オ リスク管理体制の整備の状況

<リスク管理の基本的な考え方>

当社は当社グループが、「第2『事業の状況』の4『事業等のリスク』」に記載した様々なリスクにさらされていることを認識しており、これらリスクの顕在化と事業活動への影響を最小限にするため、法令や基準、規格などのルールを遵守する中で、日常の企業活動において各部門がリスク管理を行うとともに、戦略会議等において全社的なリスク情報の共有化を図り、リスク管理の万全を期しております。

<リスク管理の状況>

- a. 取扱う製品・商品の安全性等品質上のリスク発生を防止するため、品質保証部を中心とした品質管理体制を組織しております。
- b. 不測の事態（クライシス）が発生した際に、事実関係を早期かつ適切に把握し、対応方針を決定するため、クライシス対応マニュアルに基づき危機管理に当たることとし、対処組織として、社長を委員長とする危機管理委員会が設置されております（ウ 会社の機関・内部統制システムの概要図参照）。

カ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任に関し、法の定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。なお、当該責任限定が認められるのは、社外取締役又は社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限ります。

内部監査及び監査役監査

当社の内部監査室（人員2名）は、取締役社長が直轄する部門として、内部監査及び内部統制評価を行っておりますが、その活動に当たっては、監査役や会計監査人と定期的又は必要に応じて情報交換を図り、監査の機能強化及び内部統制評価の充実を図っております。

当社の監査役は、4名中3名を社外監査役としております。また監査役は、取締役会のほか重要な各種の会議に出席し、本社や各支店、各工場及び子会社の業務監査を実施しております。

監査役会は定例的に毎月開催され、監査役会において定められた監査計画に従って行われた各監査役の監査の方法及び結果が報告されるほか、各部門長から業務の状況について報告を受けております。また、各監査役は必要に応じ当社の各支店、各工場及び関係会社を往査しております。

当事業年度は、監査役会は14回開催され、監査方針及び監査計画を協議決定したほか、当社の各部門における業務の執行状況を聴取しました。

なお、監査役会は決算の都度、会計監査人から監査報告書を受領するだけでなく、詳細な報告及び説明を受け、監査の方法及び結果が相当であるかどうかの検討を加えております。

社外取締役及び社外監査役

当社は、社外取締役を1名、社外監査役を3名選任しております。

社外取締役岡田康彦氏と当社との間に人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役吉村博美、谷津章一、長谷川敬一の3名はいずれも当社との間に人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役は当社の経営・業務執行の意思決定につき、中立的な立場で客観的に経営監視を行っております。また、独立性をもって経営の監視を遂行し、取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化を図るため、社外取締役を選任しております。

当社は社外取締役または社外監査役を選任するための独立性に関する基準または方針は定めておりませんが、選任にあたっては、東京証券取引所が定める独立性に関する判断基準を参考にし、一般株主と利益相反が生じるおそれがないよう努めております。

岡田彦彦氏は、東京国税局や証券取引等監視委員会において培った金融商品取引法等の専門知識やその経験を当社のコンプライアンス体制の更なる強化に活かしていただくとともに、弁護士として当社の論理に捉われず、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的な視点で独立性をもって経営の監視を遂行するのに適任であるため、社外取締役に選任しております。また、同氏は東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

吉村博美氏は、企業経験及び金融知識が豊富で、人格・見識ともに充分と考えられるため、社外監査役に選任しております。

谷津章一氏は、企業経験豊富で、人格・見識ともに充分と考えられるため、社外監査役に選任しております。また、同氏は東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

長谷川敬一氏につきましては、公認会計士として培われた専門的な知識・経験等を、当社の監査体制強化に活かしていただくため、社外監査役に選任しております。また、同氏は東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

当社の監査役は、その活動に当たっては、内部監査室や会計監査人と定期的又は必要に応じて情報交換を図り、監査の機能強化の充実を図っております。

役員の報酬等

ア 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役	227	125	-	-	102	11
監査役 (社外監査役を除く。)	3	3	-	-	-	1
社外役員 (社外監査役)	23	23	-	-	-	3

(注) 上記報酬等の総額には当事業年度に係る役員退職慰労引当金繰入額が含まれております。

イ 役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上であるものが存在しないため、記載しておりません。

ウ 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

総額(百万円)	対象となる役員の 員数(名)	内容
37	4	使用人兼務取締役の使用人給与相当額

エ 従業員の報酬等の額の決定に関する方針

取締役の報酬額につきましては、求められる能力及び責任に応じた水準を、会社業績、世間水準及び従業員給与とのバランスを勘案して、役位別の基本報酬として設定しております。各取締役の報酬額は、その職務執行状況及び業務成績に応じて個人別に支給額を設定しております。

各監査役の報酬額につきましては、その役割を考慮し、優秀な人材を登用・確保するための基本報酬で構成しております。

なお、取締役全員の報酬限度額を昭和60年6月28日開催の株主総会において月額13,200千円以内としてご承認いただいております。また、監査役全員の報酬限度額を平成7年6月29日開催の株主総会において月額2,500千円以内としてご承認をいただいております。

株式の保有状況

ア 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

銘柄数 26銘柄
貸借対照表計上額の合計額 1,985百万円

イ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の銘柄、保有区分、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

(前事業年度)
特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
(株)横浜銀行	1,168,000	471	金融面の関係強化
ケイヒン(株)	4,653,000	426	取引関係の維持・強化
スターゼン(株)	474,000	118	取引関係の維持・強化
横浜冷凍(株)	200,000	112	取引関係の維持・強化
米久(株)	150,000	99	取引関係の維持・強化
(株)みずほフィナンシャルグループ	582,000	88	金融面の関係強化
(株)三井住友フィナンシャルグループ	28,900	80	金融面の関係強化
豊田通商(株)	53,400	73	取引関係の維持・強化
丸全昭和運輸(株)	232,143	62	取引関係の維持・強化
エバラ食品工業(株)	35,000	46	取引関係の維持・強化
(株)静岡銀行	63,000	44	金融面の関係強化
東京海上ホールディングス(株)	15,700	37	取引関係の維持・強化
中央三井トラスト・ホールディングス(株)	108,000	33	金融面の関係強化
第一生命保険(株)	238	32	取引関係の維持・強化
(株)山口銀行フィナンシャルグループ	20,000	15	金融面の関係強化
双日(株)	89,000	15	取引関係の維持・強化
兼松(株)	156,000	13	取引関係の維持・強化
(株)三菱UFJフィナンシャルグループ	8,200	3	金融面の関係強化

(注) 1 丸全昭和運輸(株)の株式については、その一部は取引先持株会名義で保有しております。

2 中央三井トラスト・ホールディングス(株)は平成23年4月1日に三井住友トラスト・ホールディングス(株)に商号を変更しております。

3 エバラ食品工業(株)、(株)静岡銀行、東京海上ホールディングス(株)、中央三井トラスト・ホールディングス(株)、第一生命保険(株)、(株)山口フィナンシャルグループ、双日(株)、兼松(株)、(株)三菱UFJフィナンシャルグループは、資本金額の100分の1以下であります。開示基準に則り記載しております。

(当事業年度)
特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
ケイヒン(株)	4,653,000	567	取引関係の維持・強化
(株)横浜銀行	1,168,000	475	金融面の関係強化
横浜冷凍(株)	200,000	127	取引関係の維持・強化
スターゼン(株)	474,000	125	取引関係の維持・強化
米久(株)	150,000	110	取引関係の維持・強化
豊田通商(株)	53,400	88	取引関係の維持・強化
(株)みずほフィナンシャルグループ	582,000	80	金融面の関係強化
(株)三井住友フィナンシャルグループ	28,900	80	金融面の関係強化
丸全昭和運輸(株)	237,167	63	取引関係の維持・強化
(株)静岡銀行	63,000	53	金融面の関係強化
エバラ食品工業(株)	35,000	53	取引関係の維持・強化
東京海上ホールディングス(株)	15,700	35	取引関係の維持・強化
三井住友トラスト・ホールディングス(株)	108,000	30	金融面の関係強化
第一生命保険(株)	238	26	取引関係の維持・強化
(株)山口フィナンシャルグループ	20,000	15	金融面の関係強化
兼松(株)	156,000	14	取引関係の維持・強化
双日(株)	89,000	13	取引関係の維持・強化
(株)三菱UFJフィナンシャルグループ	8,200	3	金融面の関係強化

- (注) 1 丸全昭和運輸(株)の株式については、その一部は取引先持株会名義で保有しております。
- 2 東京海上ホールディングス(株)、三井住友トラスト・ホールディングス(株)、第一生命保険(株)、(株)山口フィナンシャルグループ、兼松(株)、双日(株)、(株)三菱UFJフィナンシャルグループは、資本金額の100分の1以下ではありますが、開示基準に則り記載しております。

会計監査の状況

当社の会計監査人は、太陽A S G有限責任監査法人であります。業務を執行した公認会計士は大村茂氏及び岩崎剛氏の2名であり、継続監査年数は7年未満であります。補助者の構成は公認会計士5名、その他4名であります。

取締役の定数

当社の取締役は、10名以内とする旨定款に定めております。

取締役の選任

当社は、株主総会における取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款で定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款で定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款で定めております。

取締役会の決議による自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定に基づき、機動的な資本政策の遂行を可能とするため、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

募集新株予約権又は新株予約権に関する重要事項

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に基づき、同方針に照らして不適切なものによる大規模買付行為に対する対抗措置を機動的に発動するため、取締役会の決議によって、当社の発行する新株予約権を引き受ける者の募集をしようとする場合又は新株予約権の無償割当てを行う場合には、新株予約権の内容として、以下の事項を定めることができる旨定款に定めております。

- ア 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針で定める買収者等による当該新株予約権の行使は認められないものとする。
- イ 当社が当該新株予約権の一部を取得するときに、買収者等を除く新株予約権者が所有する当該新株予約権のみを取得することができることとする。
- ウ 新株予約権者が買収者等に当たるか否かにより異なる対価で当社がその新株予約権を取得できる旨を定めた取得条項を付すこと。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	35		35	
連結子会社				
計	35		35	

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

特段の方針等は設けておりません。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)及び事業年度(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)の連結財務諸表及び財務諸表について、太陽A S G有限責任監査法人の監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し会計基準設定主体等の行う研修等へ参加しております。

1【連結財務諸表等】
 (1)【連結財務諸表】
 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3 454	3 1,459
受取手形及び売掛金	18,995	21,218
商品及び製品	736	647
仕掛品	447	487
原材料及び貯蔵品	3,288	4,260
繰延税金資産	53	64
短期貸付金	427	277
その他	1,173	1,265
貸倒引当金	35	32
流動資産合計	25,540	29,649
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	7,644	8,563
減価償却累計額	5,537	5,734
建物及び構築物（純額）	2,107	2,828
機械装置及び運搬具	19,777	20,350
減価償却累計額	17,498	18,159
機械装置及び運搬具（純額）	2,279	2,191
土地	3,247	3,577
建設仮勘定	474	30
その他	1,142	1,430
減価償却累計額	925	1,039
その他（純額）	217	390
有形固定資産合計	2, 3 8,325	2, 3 9,018
無形固定資産		
その他	544	853
無形固定資産合計	544	853
投資その他の資産		
投資有価証券	1, 3, 4 3,237	1, 3, 4 4,268
長期貸付金	2,699	1,656
長期未収入金	4,113	1,455
破産更生債権等	22	349
繰延税金資産	2,729	2,641
その他	620	597
貸倒引当金	3,987	2,725
投資その他の資産合計	9,435	8,244
固定資産合計	18,305	18,116
資産合計	43,846	47,765

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	3 11,365	3 14,438
短期借入金	3 7,834	3 7,524
未払法人税等	99	195
繰延税金負債	30	67
賞与引当金	305	323
未払費用	1,265	1,524
その他	4 2,053	4 1,368
流動負債合計	22,954	25,442
固定負債		
長期借入金	3 6,862	3 8,606
退職給付引当金	1,249	1,297
役員退職慰労引当金	202	145
資産除去債務	273	272
その他	115	204
固定負債合計	8,704	10,525
負債合計	31,658	35,968
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,199	5,199
資本剰余金	4,947	4,947
利益剰余金	2,769	2,269
自己株式	523	523
株主資本合計	12,392	11,893
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	210	98
繰延ヘッジ損益	2	0
その他の包括利益累計額合計	208	99
少数株主持分	3	3
純資産合計	12,187	11,797
負債純資産合計	43,846	47,765

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】
【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)
売上高	117,144	129,070
売上原価	2 104,675	2 115,961
売上総利益	12,469	13,108
販売費及び一般管理費	1, 2 10,596	1, 2 12,350
営業利益	1,872	758
営業外収益		
受取利息	36	30
受取配当金	47	49
持分法による投資利益	-	33
その他	189	247
営業外収益合計	274	360
営業外費用		
支払利息	272	265
貸倒引当金繰入額	4	454
持分法による投資損失	165	-
その他	219	193
営業外費用合計	662	914
経常利益	1,484	204
特別利益		
固定資産処分益	3 30	-
特別利益合計	30	-
特別損失		
固定資産処分損	4 15	4 23
固定資産評価損	5 745	5 96
災害による損失	242	92
投資有価証券評価損	27	-
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	250	-
貸倒損失	64	-
特別損失合計	1,346	212
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失()	169	7
法人税、住民税及び事業税	128	188
法人税等調整額	158	45
法人税等合計	287	233
少数株主損益調整前当期純損失()	118	240
少数株主利益又は少数株主損失()	0	0
当期純損失()	118	240

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
少数株主損益調整前当期純損失 ()	118	240
その他の包括利益		
其他有価証券評価差額金	93	112
繰延ヘッジ損益	27	3
持分法適用会社に対する持分相当額	13	0
その他の包括利益合計	134	109
包括利益	252	131
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	252	131
少数株主に係る包括利益	0	0

【連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	5,199	5,199
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	5,199	5,199
資本剰余金		
当期首残高	4,947	4,947
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	4,947	4,947
利益剰余金		
当期首残高	3,186	2,769
当期変動額		
剰余金の配当	298	296
当期純損失()	118	240
連結範囲の変動	-	38
当期変動額合計	417	499
当期末残高	2,769	2,269
自己株式		
当期首残高	458	523
当期変動額		
自己株式の取得	71	0
持分法適用会社に対する持分変動に伴う 自己株式の増減	5	-
当期変動額合計	65	0
当期末残高	523	523
株主資本合計		
当期首残高	12,875	12,392
当期変動額		
剰余金の配当	298	296
当期純損失()	118	240
自己株式の取得	71	0
連結範囲の変動	-	38
持分法適用会社に対する持分変動に伴う 自己株式の増減	5	-
当期変動額合計	482	499
当期末残高	12,392	11,893

	前連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	103	210
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	106	112
当期変動額合計	106	112
当期末残高	210	98
繰延ヘッジ損益		
当期首残高	29	2
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	27	3
当期変動額合計	27	3
当期末残高	2	0
その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	74	208
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	134	109
当期変動額合計	134	109
当期末残高	208	99
少数株主持分		
当期首残高	3	3
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	0	0
当期変動額合計	0	0
当期末残高	3	3
純資産合計		
当期首残高	12,804	12,187
当期変動額		
剰余金の配当	298	296
当期純損失（ ）	118	240
自己株式の取得	71	0
連結範囲の変動	-	38
持分法適用会社に対する持分変動に伴う自己株式の増減	5	-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	134	109
当期変動額合計	616	390
当期末残高	12,187	11,797

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失()	169	7
減価償却費	1,066	1,197
貸倒引当金の増減額(は減少)	2,452	1,265
賞与引当金の増減額(は減少)	34	11
退職給付引当金の増減額(は減少)	55	16
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	37	63
受取利息及び受取配当金	84	79
支払利息	272	265
持分法による投資損益(は益)	165	33
投資有価証券売却損益(は益)	18	0
投資有価証券評価損益(は益)	27	-
有形及び無形固定資産除却損	23	10
有形及び無形固定資産売却損益(は益)	30	13
固定資産評価損	745	96
売上債権の増減額(は増加)	377	538
たな卸資産の増減額(は増加)	536	901
仕入債務の増減額(は減少)	1,277	2,879
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	² 250	1
未払消費税等の増減額(は減少)	256	342
その他	857	880
小計	1,949	2,138
利息及び配当金の受取額	85	79
利息の支払額	278	268
法人税等の支払額	796	97
営業活動によるキャッシュ・フロー	960	1,852
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	31	0
定期預金の払戻による収入	32	-
有形及び無形固定資産の取得による支出	949	870
有形及び無形固定資産の売却による収入	44	12
投資有価証券の取得による支出	57	824
投資有価証券の売却による収入	62	0
短期貸付金の純増減額(は増加)	75	74
長期貸付けによる支出	707	11
長期貸付金の回収による収入	903	181
事業譲受による支出	² 899	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,676	1,439

	前連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（ は減少）	1,080	131
長期借入れによる収入	4,200	5,170
長期借入金の返済による支出	4,183	4,392
リース債務の返済による支出	26	66
預り担保金の純増減額（ は減少）	100	-
自己株式の取得による支出	71	0
配当金の支払額	299	296
財務活動によるキャッシュ・フロー	600	545
現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	116	958
現金及び現金同等物の期首残高	527	411
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	-	46
現金及び現金同等物の期末残高	1 411	1 1,416

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社

連結子会社は、13社であります。

前連結会計年度において非連結子会社でありました(株)奥三河どりは、重要性が増したため当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

連結子会社名は、「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているため省略しております。

(2) 主要な非連結子会社

該当事項はありません。

2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用会社

関連会社…… 日本ペットフード(株)、苦小牧飼料(株)、八代飼料(株)、東北飼料(株)、志布志飼料(株)、(株)北海道サンフーズ、(株)美保野ポークの7社

(2) 持分法を適用していない主要な非連結子会社及び関連会社

非連結子会社……該当事項はありません

関連会社 ……道北協同飼料販売(株)ほか

(3) 非連結子会社及び関連会社について持分法の適用範囲から除いた理由

非連結子会社……該当事項はありません

関連会社 ……当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないためであります。

(4) 持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、当該会社の事業年度に係る財務諸表を使用しております。

3 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社の決算日は連結決算日と一致しております。

4 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

- ・ 其他有価証券

時価のあるもの

決算月の平均の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

たな卸資産

- ・ 通常の販売目的で保有するたな卸資産

主として移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切り下げの方法)によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

主として定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法によっております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数として残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

なお、会計基準変更時差異(1,369百万円)については、15年による按分額を費用処理しております。

数理計算上の差異は、発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法によりそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理することとしております。

役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。また、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っております。

金利スワップ取引において特例処理の要件を満たしている場合には、特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

外貨建取引の為替変動リスクに対して為替予約等取引を、変動金利の借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引をヘッジ手段として用いております。

なお、為替予約等取引は包括ヘッジを採用しております。

ヘッジ方針

・為替予約等取引

外貨建取引の為替変動リスクをヘッジするため、原料購入の実需を超えない範囲内で実施しております。

・金利スワップ取引

借入金の金利変動リスクをヘッジするため、個別に検討して実施しております。

ヘッジの有効性評価の方法

為替予約取引については、ヘッジ方針に基づき、ヘッジ対象である外貨建取引と同一通貨で同一期間の為替予約を締結しているため、その後の為替相場の変動による相関関係が確保されておりますので、その判定をもって有効性の判定に代えております。

また、特例処理によっている金利スワップ取引については、有効性の評価を省略しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間に関する事項

5年間で均等償却をしております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期的な投資を資金の範囲としております。

(7) その他財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

【会計上の見積りの変更】

当連結会計年度において、厳しい経営環境が続いている取引先に対して取引方針や回収方策等を見直した結果、貸倒引当金を追加計上しました。

これにより、営業利益が14億8千1百万円減少し、経常利益が19億3千6百万円減少しており、また、税金等調整前当期純損失は19億3千6百万円増加しております。

【追加情報】

会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用

当連結会計年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正につきましては、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

【注記事項】

(連結貸借対照表関係)

- 1 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
投資有価証券		
株式	1,348百万円	2,168百万円

- 2 有形固定資産の取得価額から直接控除している国庫補助金等の圧縮記帳額

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
機械及び装置	41百万円	41百万円

- 3 担保に供されている資産

- (1) 担保提供資産

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
定期預金	49百万円	41百万円
有形固定資産		
建物	1,179百万円	1,702百万円
構築物	130百万円	312百万円
機械及び装置	1,965百万円	1,815百万円
土地	1,438百万円	1,857百万円
合計	4,714百万円	5,687百万円
投資有価証券	31百万円	35百万円

上記のうち工場財団抵当設定分

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
建物	1,012百万円	1,262百万円
構築物	130百万円	312百万円
機械及び装置	1,965百万円	1,815百万円
土地	1,045百万円	1,045百万円
合計	4,154百万円	4,434百万円

- (2) 担保資産に対応する債務

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
買掛金	15百万円	12百万円
短期借入金	660百万円	790百万円
長期借入金 (一年内返済予定含む)	1,762百万円	1,978百万円

上記のうち工場財団抵当に対応する債務

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
短期借入金	100百万円	300百万円
長期借入金 (一年内返済予定含む)	1,612百万円	1,607百万円

4 前連結会計年度（平成23年3月31日）

投資有価証券には、金融機関に貸出している上場株式530百万円が含まれており、その担保として受け入れた400百万円は流動負債のその他に含まれております。

当連結会計年度（平成24年3月31日）

投資有価証券には、金融機関に貸出している上場株式510百万円が含まれており、その担保として受け入れた400百万円は流動負債のその他に含まれております。

5 偶発債務

次の各社の金融機関等からの債務に対し、保証を行なっております。

前連結会計年度 (平成23年3月31日)		当連結会計年度 (平成24年3月31日)	
関係会社		関係会社	
東北飼料(株)	367百万円	東北飼料(株)	330百万円
(株)美保野パーク	275百万円	(株)美保野パーク	300百万円
(株)奥三河どりほか4取引先	303百万円	門司港サイロ(株)ほか2取引先	301百万円
関係会社以外		関係会社以外	
(有)出雲ファーム	225百万円	(有)八戸農場	485百万円
(有)八戸農場ほか4取引先	255百万円	(有)タカホ農場ほか5取引先	292百万円
計	1,426百万円	計	1,710百万円

上記には、他社と連帯した保証に係る他社負担額6百万円は含まれておりません。

上記保証以外に(株)美保野パークの債務に対して、150百万円の債務保証予約を行っております。

上記には、他社と連帯した保証に係る他社負担額3百万円は含まれておりません。

上記保証以外に(株)美保野パークの債務に対して、150百万円の債務保証予約を行っております。

6 受取手形割引高

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
受取手形割引高	1,498百万円	659百万円

7 コミットメントライン契約

機動的な資金調達を行なうために金融機関との間でコミットメントライン(融資枠)契約を締結しております。

この契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
コミットメントラインの総額	5,000百万円	5,000百万円
借入実行残高	百万円	百万円
借入未実行残高	5,000百万円	5,000百万円

8 期末日満期手形の会計処理については、満期日に決済が行われたものとして処理しております。

なお、当連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形を満期日に決済が行われたものとして処理しております。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
受取手形	百万円	571百万円

(連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費の主なもの

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
運賃諸掛	2,555百万円	2,675百万円
飼料価格安定基金負担金	1,824百万円	1,859百万円
貸倒引当金繰入額	203百万円	1,480百万円
人件費	3,322百万円	3,552百万円
(賞与引当金繰入額)	(460百万円)	(487百万円)
(退職給付費用)	(237百万円)	(239百万円)
その他	2,690百万円	2,782百万円

(注) 前連結会計年度において、独立掲記しておりました「販売奨励金」及び「減価償却費」は金額の重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。

この結果、前連結会計年度において表示していた「販売奨励金」586百万円及び「減価償却費」154百万円は、「その他」に組み替えております。

2 販売費及び一般管理費並びに売上原価に含まれる研究開発費は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
	432百万円	473百万円

3 固定資産処分益の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
建物及び構築物の売却益	0百万円	百万円
機械装置及び運搬具の売却益	0百万円	百万円
土地の売却益	30百万円	百万円

4 固定資産処分損の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
土地の売却損	百万円	7百万円
建物及び構築物の売却損	百万円	1百万円
機械装置及び運搬具の売却損	百万円	4百万円
その他の売却損	百万円	0百万円
建物及び構築物の除却損	14百万円	7百万円
機械装置及び運搬具の除却損等	1百万円	1百万円
その他の除却損	0百万円	0百万円

5 固定資産評価損の内容は、次のとおりであります。

当社グループは以下の資産について、減損損失を計上しております。

前連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

場所	用途	種類	減損損失額
岐阜県可児市 長崎県島原市ほか	遊休資産等	土地	745百万円

当社グループは、事業用資産において事業区分をもとに概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位毎に、また遊休資産及び賃貸資産においては個別物件単位で、各資産のグルーピングを行っております。

上記資産は、利用目的を変更したこと等により回収可能性の再評価を実施した結果、回収可能価額が帳簿価額を下回るものについて帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失に計上しております。

なお、当該資産の回収可能価額は、正味売却価額（不動産鑑定士による鑑定評価額）により測定しております。

当連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

場所	用途	種類	減損損失額
福岡県福岡市ほか	遊休資産等	土地	96百万円

当社グループは、事業用資産において事業区分をもとに概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位毎に、また遊休資産及び賃貸資産においては個別物件単位で、各資産のグルーピングを行っております。

上記資産は、回収可能性の再評価を実施した結果、回収可能価額が帳簿価額を下回るものについて帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失に計上しております。

なお、当該資産の回収可能価額は、正味売却価額（不動産鑑定士による鑑定評価額）により測定しております。

(連結包括利益計算書関係)

当連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

その他有価証券評価差額金

当期発生額	201百万円
組替調整額	百万円
税効果調整前	201百万円
税効果額	88百万円
その他有価証券評価差額金	112百万円

繰延ヘッジ損益

当期発生額	1百万円
組替調整額	4百万円
税効果調整前	5百万円
税効果額	2百万円
繰延ヘッジ損益	3百万円

持分法適用会社に対する持分相当額

当期発生額	1百万円
組替調整額	1百万円
持分法適用会社に対する持分相当額	0百万円

その他の包括利益合計	109百万円
------------	--------

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式 (株)	103,995,636			103,995,636

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式 (株)	4,547,519	702,738	50,880	5,199,377

(変動事由の概要)

自己株式の数の変動は、平成22年8月27日開催の取締役会決議に基づく自己株式の取得700,000株及び単元未満株式の買取り2,738株、持分法適用会社株式会社イチノウの持分法適用範囲からの除外に伴う持株の減少50,880株によるものであります。

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	298	3	平成22年3月31日	平成22年6月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	296	3	平成23年3月31日	平成23年6月30日

当連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式 (株)	103,995,636			103,995,636

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式 (株)	5,199,377	569		5,199,946

(変動事由の概要)

自己株式の数の変動は、単元未満株式の買取り569株によるものであります。

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成23年6月29日 定時株主総会	普通株式	296	3	平成23年3月31日	平成23年6月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年6月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金 及び資本剰余金	296	3	平成24年3月31日	平成24年6月29日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
現金及び預金勘定	454百万円	1,459百万円
預入期間が3ヶ月を超える 定期預金	43百万円	43百万円
現金及び現金同等物	411百万円	1,416百万円

2 重要な非資金取引の内容

(1) 事業譲受により増加した資産の主な内訳は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
流動資産	323百万円	
固定資産	303百万円	
のれん	260百万円	
その他	13百万円	
合計	899百万円	

(注) 当連結会計年度は、該当事項はありません。

(2) 重要な資産除去債務額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
重要な資産除去債務の計上額	273百万円	

(注) 当連結会計年度は、該当事項はありません。

(リース取引関係)

リース取引に関する会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額
前連結会計年度(平成23年3月31日)

	機械装置及び 運搬具	工具器具備品	合計
取得価額相当額	159百万円	51百万円	210百万円
減価償却累計額相当額	138百万円	42百万円	180百万円
期末残高相当額	21百万円	9百万円	30百万円

当連結会計年度(平成24年3月31日)

	機械装置及び 運搬具	工具器具備品	合計
取得価額相当額	49百万円	30百万円	80百万円
減価償却累計額相当額	22百万円	18百万円	40百万円
期末残高相当額	27百万円	11百万円	39百万円

未経過リース料期末残高相当額

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
1年以内	21百万円	10百万円
1年超	12百万円	12百万円
合計	33百万円	23百万円

支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

	前連結会計年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
支払リース料	42百万円	26百万円
減価償却費相当額	26百万円	21百万円
支払利息相当額	2百万円	1百万円

減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数として残存価額を零とする定額法によっております。

利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

(減損損失について)

リース資産に配分された減損損失はありません。

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

機械装置及び運搬具であります。

リース資産の減価償却の方法

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項4. 会計処理基準に関する事項(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については預金などの安全性の高い金融資産に限定し、資金調達については主として銀行借入により行っております。デリバティブについては、後述するリスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びに管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金、長期未収入金並びに貸付金は、取引先の信用リスクに晒されております。これらのリスクに関しては、それぞれ販売業務管理規程又は投融資先管理規程に従って、債権の管理を行っております。

投資有価証券は主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、また、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。その一部には原料の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、先物為替予約(デリバティブ取引)を利用してヘッジしております。

借入金のうち短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達であります。借入金の一部は変動金利であるため、金利の変動リスクに晒されておりますが、金利スワップ取引(デリバティブ取引)を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、外貨建ての債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。

なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジの対象、ヘッジの方針、ヘッジの有効性の判定については、『連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項』の「4 会計処理基準に関する事項」 「(4) 重要なヘッジ会計の方法」に記載しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を折り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、「デリバティブ取引関係」注記におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）をご参照ください。）。

前連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	454	454	
(2) 受取手形及び売掛金	18,995	18,995	
(3) 短期貸付金	175	175	
(4) 投資有価証券	1,870	1,870	
(5) 長期貸付金	2,952		
長期未収入金	4,113		
破産更生債権等	22		
貸倒引当金	(3,987)		
(5)小計	3,100	3,100	
(6) 支払手形及び買掛金	(11,365)	(11,365)	
(7) 短期借入金	(3,810)	(3,810)	
(8) 未払法人税等	(99)	(99)	
(9) 未払費用	(1,265)	(1,265)	
(10) 長期借入金	(10,886)	(10,834)	52
(11) デリバティブ取引	4	4	

負債計上されているものについては、()で表示しております。

当連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	1,459	1,459	
(2) 受取手形及び売掛金	21,218	21,218	
(3) 短期貸付金	100	100	
(4) 投資有価証券	2,077	2,077	
(5) 長期貸付金	1,834		
長期未収入金	1,455		
破産更生債権等	349		
貸倒引当金	(2,725)		
(5)小計	914	914	
(6) 支払手形及び買掛金	(14,438)	(14,438)	
(7) 短期借入金	(4,017)	(4,017)	
(8) 未払法人税等	(195)	(195)	
(9) 未払費用	(1,524)	(1,524)	
(10) 長期借入金	(12,112)	(12,092)	19
(11) デリバティブ取引	(1)	(1)	

負債計上されているものについては、()で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金並びに(3) 短期貸付金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (4) 投資有価証券
これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。
- (5) 長期貸付金、長期未収入金並びに破産更生債権等
これらのうち貸倒懸念債権等については、担保及び保証による回収見込み額等により、帳簿価額から貸倒引当金を控除した金額を時価としております。なお、長期貸付金には一年以内に回収予定の長期貸付金を含めた金額で表示してしております。
- (6) 支払手形及び買掛金、(7) 短期借入金、(8) 未払法人税等並びに(9) 未払費用
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (10) 長期借入金
一年以内に返済予定の長期借入金を含めた金額で表示してしております。長期借入金の時価については、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割引計算する方法によっております。
- (11) デリバティブ取引
『注記事項』「デリバティブ取引関係」に記載してしております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

区分	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
非上場株式	1,366百万円	2,191百万円

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	454			
受取手形及び売掛金	18,995			
短期貸付金	175			
長期貸付金	447	1,254	812	437
長期未収入金	2,711	256	1,145	

当連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	1,459			
受取手形及び売掛金	21,218			
短期貸付金	100			
長期貸付金	165	955	291	421
長期未収入金	84	1,349	20	

(注4) 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

社債の発行はしておりません。借入金等につきましては、連結附属明細表の「借入金等明細表」に記載してしております。

(有価証券関係)

1 その他有価証券

前連結会計年度(平成23年3月31日)

区分	連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	505	371	134
小計	505	371	134
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	1,364	1,812	447
小計	1,364	1,812	447
合計	1,870	2,183	312

(注) 上記の取得原価は減損処理後の帳簿価額であります。

当連結会計年度(平成24年3月31日)

区分	連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	581	420	161
小計	581	420	161
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	1,495	1,767	272
小計	1,495	1,767	272
合計	2,077	2,188	111

(注) 上記の取得原価は減損処理後の帳簿価額であります。

2 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	2	0	7
合計	2	0	7

当連結会計年度(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	0		0
合計	0		0

(デリバティブ取引関係)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当するものではありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額は、次のとおりであります。

(1) 通貨関連

前連結会計年度（平成23年3月31日）

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額		時価	備考
				1年超		
為替予約等の振当処理	為替予約取引 買建 米ドル	買掛金	413		4	1 2

当連結会計年度（平成24年3月31日）

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額		時価	備考
				1年超		
為替予約等の振当処理	為替予約取引 買建 米ドル	買掛金	141		1	1 2

- 1 為替予約のうち、振当処理を行なったものは、ヘッジ対象とされている買掛金と一体として処理されているため、その時価は当該買掛金の時価に含めて記載しております。
- 2 当該時価の算定方法取引先金融機関から提示された価格等によっております。

(2) 金利関連

前連結会計年度（平成23年3月31日）

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額		時価	備考
				1年超		
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	6,050	3,497		

当連結会計年度（平成24年3月31日）

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額		時価	備考
				1年超		
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	6,972	5,120		

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(退職給付会計関係)

1 採用している退職給付制度の概要

提出会社は、退職一時金制度及び確定拠出年金制度を採用しており、一部の連結子会社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度及び適格退職年金制度を採用しております。また、従業員の退職等に際して割増退職金を支払う場合があります。

なお、他の連結子会社の一部は、これらの制度に代えて中小企業退職金共済等による外部拠出型の退職金制度を採用しております。

このほか、連結子会社1社は大阪府食品流通厚生年金基金(総合設立型)に加入しておりますが、自社の拠出に対する年金資産の額が合理的に計算できないため、退職給付債務の計算には含めておりません。

なお、要拠出額を退職給付費用として処理している複数事業主制度に関する事項は、次のとおりであります。

(1) 制度全体の積立状況に関する事項

	前連結会計年度	当連結会計年度
年金資産の額	9,657百万円	9,445百万円
年金財政計算上の給付債務の額	9,124百万円	10,021百万円
差引額	533百万円	575百万円
	(平成22年3月31日現在)	(平成23年3月31日現在)

(2) 制度全体に占める当社グループの掛金拠出割合

前連結会計年度	2.5%	(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)
当連結会計年度	2.5%	(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

2 退職給付債務に関する事項

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
退職給付債務	1,890百万円	1,830百万円
年金資産	249百万円	204百万円
積立てるべき退職給付債務(+)	1,641百万円	1,626百万円
会計基準変更時差異の未処理額	305百万円	228百万円
未認識数理計算上の差異	86百万円	99百万円
合計(+ +)	1,249百万円	1,297百万円
前払年金費用	百万円	百万円
退職給付引当金(-)	1,249百万円	1,297百万円

(注) 連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

3 退職給付費用に関する事項

	前連結会計年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
勤務費用	111百万円	108百万円
利息費用	37百万円	35百万円
期待運用収益	4百万円	4百万円
会計基準変更時差異の費用処理額	71百万円	71百万円
数理計算上の差異の費用処理額	31百万円	30百万円
退職給付費用(+ + +)	246百万円	242百万円
確定拠出年金制度への移行に伴う損益	百万円	百万円
確定拠出年金への掛金	48百万円	47百万円
計	295百万円	289百万円

(注) 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、「勤務費用」に計上しております。

4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	同左
割引率	期首2.0% 期末2.0%	同左
期待運用収益率	当期2.0% 翌期2.0%	同左
数理計算上の差異の処理年数	11年(発生時の従業員の 平均残存勤務期間による 定額法により、翌連結会 計年度から費用処理する 事としております。)	同左
会計基準変更時差異の処理年数	15年	同左

[次△](#)

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
(繰延税金資産)		
流動資産		
貸倒引当金	2百万円	1百万円
未払事業税	11百万円	21百万円
賞与引当金	124百万円	123百万円
たな卸資産未実現利益	7百万円	5百万円
その他	57百万円	19百万円
繰延税金負債(流動)との相殺	150百万円	107百万円
計	53百万円	64百万円
固定資産		
貸倒引当金	1,430百万円	593百万円
退職給付引当金	509百万円	470百万円
役員退職慰労引当金	83百万円	49百万円
資産除去債務	103百万円	91百万円
固定資産未実現利益	107百万円	107百万円
繰越欠損金	390百万円	1,221百万円
投資有価証券評価損	14百万円	12百万円
減損損失	492百万円	477百万円
その他有価証券評価差額金	129百万円	40百万円
その他	53百万円	20百万円
評価性引当額	565百万円	422百万円
繰延税金負債(固定)との相殺	21百万円	21百万円
計	2,729百万円	2,641百万円
繰延税金資産合計	2,782百万円	2,705百万円
(繰延税金負債)		
流動負債		
特定基金負担金	177百万円	173百万円
債権債務消去に伴う 貸倒引当金調整額	1百万円	1百万円
その他	1百万円	百万円
繰延税金資産(流動)との相殺	150百万円	107百万円
計	30百万円	67百万円
固定負債		
のれんの土地振替額	21百万円	21百万円
その他	0百万円	0百万円
繰延税金資産(固定)との相殺	21百万円	21百万円
計	百万円	百万円
繰延税金負債合計	30百万円	67百万円
繰延税金資産の純額	2,752百万円	2,638百万円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
法定実効税率	41.0%	
(調整)		
交際費等永久に損金に算入 されない項目	21.1%	
受取配当金等永久に益金に算入 されない項目	25.3%	
住民税均等割等	13.9%	
持分法による投資損益	40.0%	
評価性引当額	125.6%	
過年度法人税等	50.1%	
その他	3.5%	
税効果会計適用後の法人税等の 負担率	169.7%	

(注) 当連結会計年度は、税金等調整前当期純損失を計上しているため注記を省略しております。

3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法が平成23年12月2日に公布されたことに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算(ただし、平成24年4月1日以降解消されるものに限る)に使用した法定実効税率は、前連結会計年度の41.0%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成24年4月1日から平成27年3月31日までのものは38.4%、平成27年4月1日以降のものについては35.6%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額が284百万円減少し、当連結会計年度に計上された法人税等調整額が284百万円増加しております。

(企業結合等関係)

前連結会計年度(自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)

取得による企業結合

- (1) 被取得企業の名称及びその事業の内容、企業結合を行った主な理由、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称

被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称 株式会社金子商事

事業の内容 配合飼料及び畜産物の販売

企業結合を行った主な理由

当社連結子会社の北九州協同飼料販売株式会社が、株式会社金子商事から事業譲渡を受けることにより、配合飼料販売の商圏を拡充するため。

企業結合日

平成22年 8月 1日

企業結合の法的形式

事業譲受

結合後企業の名称

結合後企業(北九州協同飼料販売株式会社)の名称に変更はありません。

- (2) 連結財務諸表に含まれる被取得企業の業績の期間

平成22年 8月 1日から平成23年 3月31日まで

- (3) 被取得企業の取得原価

取得の対価(取得原価) 886百万円

- (4) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

発生したのれん

260百万円

発生原因

当事業譲受により期待される超過収益力であります。

償却の方法及び償却期間

5年間にわたる均等償却

- (5) 企業結合日に受け入れた資産の額及びその主な内訳

債権 622百万円

のれん 260百万円

その他 4百万円

資産合計 886百万円

- (6) 企業結合が当連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度に係る連結損益計算書に及ぼす影響の概算額

当該影響額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

神戸市からの借地上の当社旧神戸工場についての原状回復義務による解体撤去費用等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去までの期間は残存年数に応じて、割引率は将来キャッシュ・フローが発生する期間に対応した国債利回りを使用して、資産除去債務の金額を算出しております。

(3) 当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
期首残高(注)	272百万円	273百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	百万円	百万円
時の経過による調整額	1百万円	1百万円
資産除去債務の履行による減少額	百万円	2百万円
期末残高	273百万円	272百万円

(注) 前連結会計年度の「期首残高」は「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用したことによる残高であります。

(賃貸等不動産関係)

提出会社及び一部の子会社では、長崎県島原市ほかその他の地域において土地建物等の賃貸等不動産を有しております。

平成23年3月期における当該賃貸不動産に関する賃貸損益は、金額が少額のため省略しております。なお、特別損失として固定資産評価損745百万円を計上しております。

平成24年3月期における当該賃貸不動産に関する賃貸損益は、金額が少額のため省略しております。なお、特別損失として固定資産評価損96百万円を計上しております。

賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
連結貸借対照表計上額	期首残高	1,272
	期中増減額	405
	期末残高	1,678
期末時価	1,762	1,914

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 主な変動

期中増減額のうち、前連結会計年度の主な増加額は、土地建物等を代物弁済により取得したものであります。当連結会計年度の主な増加額は、非連結子会社1社を連結範囲に含めたためであります。

3. 時価の算定方法

主として、不動産鑑定士による鑑定評価額を採用しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、配合飼料の製造・販売並びに畜産物の購入・生産・加工・販売を主な内容とし、これに関連する事業を展開していることから、「飼料事業」と「畜産物事業」の2つを報告セグメントとしております。

各報告セグメントの主要な製品・商品は、「飼料事業」は鶏用飼料・牛用飼料・豚用飼料・魚用飼料及びその他飼料等であり、「畜産物事業」は鶏卵・鶏肉・牛肉・豚肉・畜肉加工品及び加工卵等であります。

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	連結財務諸表 計上額 (注) 2
	飼料事業	畜産物事業	計		
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	80,052	37,092	117,144		117,144
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	71		71	71	
計	80,123	37,092	117,215	71	117,144
セグメント利益	2,692	135	2,827	954	1,872
セグメント資産	33,998	7,445	41,444	2,401	43,846
その他の項目					
減価償却費	1,045	217	1,262	2	1,265
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	1,066	179	1,245		1,245

(注) 1 調整額は、以下のとおりであります。

- (1) セグメント利益(営業利益)の調整額 954百万円にはセグメント間取引消去 2百万円及び配賦不能営業費用 957百万円が含まれております。配賦不能営業費用の主なものは、連結財務諸表提出会社本社の総務等管理部門に係る費用であります。
 - (2) セグメント資産の調整額2,401百万円には、セグメント間取引消去 898百万円及び全社及び配賦不能資産 3,300百万円が含まれております。全社及び配賦不能資産の主なものは連結財務諸表提出会社本社の総務等管理部門に係る資産であります。
- 2 セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント			調整額 (注)1	連結財務諸表 計上額 (注)2
	飼料事業	畜産物事業	計		
売上高					
(1) 外部顧客に 対する売上高	89,142	39,927	129,070		129,070
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	66		66	66	
計	89,209	39,927	129,137	66	129,070
セグメント利益	1,311	392	1,704	945	758
セグメント資産	33,936	8,390	42,327	5,438	47,765
その他の項目					
減価償却費	880	302	1,183	13	1,197
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	687	324	1,012	17	1,029

(注)1 調整額は、以下のとおりであります。

- (1) セグメント利益(営業利益)の調整額 945百万円にはセグメント間取引消去 3百万円及び配賦不能営業費用 949百万円が含まれております。配賦不能営業費用の主なものは、連結財務諸表提出会社本社の総務等管理部門に係る費用であります。
 - (2) セグメント資産の調整額5,438百万円には、セグメント間取引消去 817百万円及び全社及び配賦不能資産 6,256百万円が含まれております。全社及び配賦不能資産の主なものは連結財務諸表提出会社本社の総務等管理部門に係る資産であります。
 - (3) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額17百万円は、連結財務諸表提出会社本社の総務等管理部門に係る資産の増加であります。
- 2 セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			消去又は全社	合計
	飼料事業	畜産物事業	計		
減損損失	745		745		745

当連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			消去又は全社	合計
	飼料事業	畜産物事業	計		
減損損失				96	96

(注) 消去又は全社の減損損失金額は、連結財務諸表提出会社本社の総務等管理部門の保有する遊休等不動産の減損損失であります。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			消去又は全社	合計
	飼料事業	畜産物事業	計		
当期償却額	34		34		34
当期末残高	225		225		225

当連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			消去又は全社	合計
	飼料事業	畜産物事業	計		
当期償却額	52	58	110		110
当期末残高	173	198	371		371

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

前連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社	(有)大和興業	神奈川県横浜市中央区	100	不動産の管理、賃貸借及び売買損害保険代理業	当社役員大津裕及びその近親者が100.0%を直接所有	建物の賃借 役員の兼任	建物の賃借	68		

取引条件及び取引条件の決定方針等

建物の賃借は、提出会社本社の建物に係るものであり、近隣の同種、同等の建物の取引実勢に基づいて金額を決定しております。

(注) 上記取引金額には、消費税等は含まれておりません。

当連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社	(有)大和興業	神奈川県横浜市中央区	100	不動産の管理、賃貸借及び売買損害保険代理業	当社役員大津裕及びその近親者が100.0%を直接所有	建物の賃借 役員の兼任	建物の賃借	68		

(注) 1. 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

建物の賃借は、提出会社本社の建物に係るものであり、取引条件及び取引条件の決定方針等は近隣の賃料相場を参考にして協議の上決定しております。

(1株当たり情報)

前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	
1株当たり純資産額	123.33円	1株当たり純資産額	119.38円
1株当たり当期純損失金額()	1.19円	1株当たり当期純損失金額()	2.44円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、当期純損失であり、また、潜在株式がないため記載していません。		潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、当期純損失であり、また、潜在株式がないため記載していません。	

(注) 1 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
連結貸借対照表の純資産の部の合計額 (百万円)	12,187	11,797
普通株式に係る純資産額 (百万円)	12,184	11,793
差額の内訳 少数株主持分 (百万円)	3	3
普通株式の発行済株式数 (千株)	103,995	103,995
普通株式の自己株式数 (千株)	5,199	5,199
1株当たり純資産額の算定に用いられた 普通株式の数 (千株)	98,796	98,795

2 1株当たり当期純損失金額()の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
連結損益計算書上の当期純損失() (百万円)	118	240
普通株主に帰属しない金額 (百万円)		
普通株式に係る当期純損失() (百万円)	118	240
普通株式の期中平均株式数 (千株)	99,063	98,796

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	3,810	4,017	0.84	
1年以内に返済予定の長期借入金	4,024	3,506	1.73	
1年以内に返済予定のリース債務	29	51		
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	6,862	8,606	1.55	平成25年4月1日～ 平成30年8月28日
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	66	111		平成25年4月1日～ 平成28年10月31日
その他有利子負債 その他の流動負債(貸株担保金)	400	400	0.73	
合計	15,192	16,693		

- (注) 1 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。
2 リース債務の「平均利率」については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。
3 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年以内における返済予定額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
長期借入金	2,454	2,468	1,941	1,686	54
リース債務	46	32	25	7	

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (百万円)	32,190	64,836	99,037	129,070
税金等調整前四半期純利益金額又は 四半期(当期)純損失金額() (百万円)	133	435	882	7
四半期純利益金額又は 四半期(当期)純損失金額() (百万円)	46	241	630	240
1株当たり四半期純利益金額又は 四半期(当期)純損失金額() (円)	0.47	2.44	6.38	2.44
(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額又は 四半期純損失金額() (円)	0.47	1.97	8.82	3.94

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	70	961
受取手形	4 3,012	4 4,826
売掛金	4 14,401	4 14,345
商品及び製品	510	338
仕掛品	265	313
原材料及び貯蔵品	3,166	4,164
前払費用	488	508
短期貸付金	150	157
関係会社短期貸付金	415	320
未収入金	551	616
その他	102	84
貸倒引当金	17	17
流動資産合計	23,119	26,619
固定資産		
有形固定資産		
建物	4,735	5,006
減価償却累計額	3,593	3,655
建物（純額）	1,142	1,351
構築物	641	848
減価償却累計額	510	536
構築物（純額）	131	312
機械及び装置	1 18,748	1 19,097
減価償却累計額	16,745	17,264
機械及び装置（純額）	2,002	1,832
車両運搬具	21	27
減価償却累計額	18	23
車両運搬具（純額）	2	4
工具、器具及び備品	674	805
減価償却累計額	625	658
工具、器具及び備品（純額）	49	146
土地	2,604	2,497
リース資産	27	41
減価償却累計額	7	14
リース資産（純額）	19	27
建設仮勘定	474	-
その他	-	9
減価償却累計額	-	1
その他（純額）	-	7
有形固定資産合計	2 6,427	2 6,180

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
無形固定資産		
借地権	0	0
商標権	10	8
ソフトウェア	16	15
電話加入権	11	11
無形固定資産合計	40	35
投資その他の資産		
投資有価証券	3 1,792	3 1,985
関係会社株式	1,445	2,260
出資金	52	52
長期貸付金	1,763	1,449
従業員に対する長期貸付金	0	0
関係会社長期貸付金	1,947	1,751
長期未収入金	4,047	1,393
破産更生債権等	7	335
長期前払費用	135	93
繰延税金資産	2,514	2,463
その他	296	306
貸倒引当金	4,042	2,747
投資その他の資産合計	9,962	9,346
固定資産合計	16,429	15,563
資産合計	39,549	42,182
負債の部		
流動負債		
買掛金	4 10,653	4 13,357
短期借入金	2 2,850	2 3,000
1年内返済予定の長期借入金	2 3,913	2 3,287
未払金	54	46
未払費用	901	955
未払法人税等	25	23
繰延税金負債	28	65
預り金	3, 4 1,591	3, 4 1,335
賞与引当金	229	233
借入備蓄穀物	437	-
未払消費税等	68	355
その他	278	101
流動負債合計	21,032	22,762
固定負債		
長期借入金	2 6,594	2 8,127
リース債務	20	28
退職給付引当金	1,104	1,140

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
役員退職慰労引当金	158	83
資産除去債務	254	253
その他	20	23
固定負債合計	8,153	9,655
負債合計	29,185	32,417
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,199	5,199
資本剰余金		
資本準備金	2,946	2,946
その他資本剰余金	2,000	2,000
資本剰余金合計	4,947	4,947
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	896	196
利益剰余金合計	896	196
自己株式	507	507
株主資本合計	10,536	9,836
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	175	71
繰延ヘッジ損益	2	0
評価・換算差額等合計	173	71
純資産合計	10,363	9,764
負債純資産合計	39,549	42,182

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
売上高		
製品売上高	77,131	85,888
商品売上高	23,360	22,027
売上高合計	4 100,492	4 107,915
売上原価		
製品期首たな卸高	644	504
商品期首たな卸高	2	6
当期製品製造原価	68,568	77,372
当期商品仕入高	23,007	21,611
合計	92,223	99,494
製品他勘定振替高	1 573	1 527
製品期末たな卸高	504	337
商品期末たな卸高	6	0
売上原価合計	91,138	98,627
売上総利益	9,353	9,287
販売費及び一般管理費	2, 3 7,745	2, 3 8,974
営業利益	1,608	312
営業外収益		
受取利息	4 43	4 44
受取配当金	137	90
不動産賃貸料	4 321	4 300
その他	208	190
営業外収益合計	711	627
営業外費用		
支払利息	261	246
不動産賃貸費用	316	312
貸倒引当金繰入額	-	455
その他	186	137
営業外費用合計	764	1,152
経常利益又は経常損失 ()	1,555	212
特別利益		
固定資産処分益	5 30	-
特別利益合計	30	-

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
特別損失		
固定資産処分損	6 15	6 16
固定資産評価損	7 745	7 96
災害による損失	242	92
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	232	-
貸倒損失	63	-
投資有価証券評価損	27	-
特別損失合計	1,327	204
税引前当期純利益又は税引前当期純損失 ()	258	417
法人税、住民税及び事業税	37	21
法人税等調整額	185	7
法人税等合計	222	14
当期純利益又は当期純損失 ()	35	402

【製造原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)		当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
材料費		63,534	92.7	72,442	93.6
労務費		453	0.7	438	0.5
経費		4,537	6.6	4,539	5.9
(減価償却費)		(471)		(444)	
(外注加工費)		(3,087)		(3,044)	
当期総製造費用		68,526	100.0	77,420	100.0
期首仕掛品たな卸高		306		265	
合計		68,833		77,685	
期末仕掛品たな卸高		265		313	
当期製品製造原価		68,568		77,372	

(注) 当社の原価計算は、組別総合原価計算方式を採用しております。

【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	5,199	5,199
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	5,199	5,199
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	2,946	2,946
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	2,946	2,946
その他資本剰余金		
当期首残高	2,000	2,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	2,000	2,000
資本剰余金合計		
当期首残高	4,947	4,947
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	4,947	4,947
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	1,160	896
当期変動額		
剰余金の配当	298	296
当期純利益又は当期純損失()	35	402
当期変動額合計	263	699
当期末残高	896	196
利益剰余金合計		
当期首残高	1,160	896
当期変動額		
剰余金の配当	298	296
当期純利益又は当期純損失()	35	402
当期変動額合計	263	699
当期末残高	896	196
自己株式		
当期首残高	435	507
当期変動額		
自己株式の取得	71	0
当期変動額合計	71	0
当期末残高	507	507

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
株主資本合計		
当期首残高	10,871	10,536
当期変動額		
剰余金の配当	298	296
当期純利益又は当期純損失()	35	402
自己株式の取得	71	0
当期変動額合計	334	699
当期末残高	10,536	9,836
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	87	175
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	88	104
当期変動額合計	88	104
当期末残高	175	71
繰延ヘッジ損益		
当期首残高	29	2
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	27	3
当期変動額合計	27	3
当期末残高	2	0
評価・換算差額等合計		
当期首残高	57	173
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	115	101
当期変動額合計	115	101
当期末残高	173	71
純資産合計		
当期首残高	10,813	10,363
当期変動額		
剰余金の配当	298	296
当期純利益又は当期純損失()	35	402
自己株式の取得	71	0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	115	101
当期変動額合計	450	598
当期末残高	10,363	9,764

【重要な会計方針】

1 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算月の平均の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

2 たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産

移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切り下げの方法)

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。

ただし、平成10年4月1日以降取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法によっております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数として残存価額を零とする定額法によっております。

(4) 長期前払費用

均等償却によっております。

なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

4 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

なお、会計基準変更時差異(1,244百万円)については、15年による按分額を費用処理しております。

数理計算上の差異は、発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法によりそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

5 ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。

また、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っております。
金利スワップ取引において特例処理の要件を満たしている場合には、特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

外貨建取引の為替変動リスクに対して為替予約等取引を、変動金利の借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引をヘッジ手段として用いております。

なお、為替予約等取引は包括ヘッジを採用しております。

(3) ヘッジ方針

・為替予約等取引

外貨建取引の為替変動リスクをヘッジするため、原料購入の実需を超えない範囲内で実施しております。

・金利スワップ取引

借入金の金利変動リスクをヘッジするため、個別に検討して実施しております。

(4) ヘッジの有効性評価の方法

為替予約取引については、ヘッジ方針に基づき、ヘッジ対象である外貨建取引と同一通貨で同一期間の為替予約を締結しているため、その後の為替相場の変動による相関関係が確保されておりますので、その判定をもって有効性の判定に代えております。

また、特例処理によっている金利スワップ取引については、有効性の評価を省略しております。

6 その他財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

【会計上の見積りの変更】

当事業年度において、厳しい経営環境が続いている取引先に対して取引方針や回収方策等を見直した結果、貸倒引当金を追加計上しました。

これにより、営業利益が14億4千3百万円減少し、経常損失及び税引前当期純損失がそれぞれ18億9千8百万円増加しております。

【追加情報】

会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正につきましては、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

【注記事項】

(貸借対照表関係)

1 有形固定資産の取得価額から直接控除している国庫補助金等の圧縮記帳額

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
機械及び装置	41百万円	41百万円

2 担保に供されている資産

(1) 担保提供資産

有形固定資産

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
建物	1,012百万円	1,262百万円
構築物	130百万円	312百万円
機械及び装置	1,965百万円	1,815百万円
土地	1,045百万円	1,045百万円
合計	4,154百万円	4,434百万円

上記のうち工場財団抵当設定分

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
建物	1,012百万円	1,262百万円
構築物	130百万円	312百万円
機械及び装置	1,965百万円	1,815百万円
土地	1,045百万円	1,045百万円
合計	4,154百万円	4,434百万円

(2) 担保資産に対応する債務

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
短期借入金	100百万円	300百万円
長期借入金 (1年内返済予定含む)	1,612百万円	1,607百万円

上記のうち工場財団抵当に対応する債務

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
短期借入金	100百万円	300百万円
長期借入金 (1年内返済予定含む)	1,612百万円	1,607百万円

3 前事業年度 (平成23年3月31日)

投資有価証券には、金融機関に貸出している上場株式530百万円が含まれており、その担保として受け入れた400百万円は預り金に含まれております。

当事業年度 (平成24年3月31日)

投資有価証券には、金融機関に貸出している上場株式510百万円が含まれており、その担保として受け入れた400百万円は預り金に含まれております。

4 関係会社に係る注記

区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
受取手形	505百万円	613百万円
売掛金	3,204百万円	3,275百万円
買掛金	198百万円	264百万円
預り金	1,024百万円	795百万円

5 偶発債務

次の各社の金融機関等からの債務に対し、保証を行なっております。

	前事業年度 (平成23年3月31日)		当事業年度 (平成24年3月31日)
関係会社		関係会社	
東北飼料(株)	367百万円	東北飼料(株)	330百万円
(株)美保野ポーク	275百万円	(株)美保野ポーク	300百万円
(株)奥三河どりほか5取引先	318百万円	門司港サイロ(株)ほか4取引先	382百万円
関係会社以外		関係会社以外	
(有)出雲ファーム	225百万円	(有)八戸農場	485百万円
(有)八戸農場ほか4取引先	255百万円	(有)タカホ農場ほか5取引先	292百万円
計	1,441百万円		1,791百万円

上記には、他社と連帯した保証に係る他社負担額6百万円は含まれておりません。
上記保証以外に(株)美保野ポークの債務に対して、150百万円の債務保証予約を行っております。

上記には、他社と連帯した保証に係る他社負担額3百万円は含まれておりません。
上記保証以外に(株)美保野ポークの債務に対して、150百万円の債務保証予約を行っております。

6 受取手形割引高

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
受取手形割引高	1,498百万円	601百万円
(うち関係会社受取手形割引高)	百万円	百万円)

7 コミットメントライン契約

機動的な資金調達を行なうために金融機関との間でコミットメントライン(融資枠)契約を締結しております。

この契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次の通りであります。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
コミットメントラインの総額	5,000百万円	5,000百万円
借入実行残高	百万円	百万円
借入未実行残高	5,000百万円	5,000百万円

8 期末日満期手形の会計処理については、満期日に決済が行われたものとして処理しております。

なお、当期末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形を満期日に決済が行われたものとして処理しております。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
受取手形	百万円	571百万円

(損益計算書関係)

1 製品他勘定振替高の内訳は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
原材料	39百万円	37百万円
諸経費	534百万円	490百万円
合計	573百万円	527百万円

2 販売費及び一般管理費の主なもの

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
運賃諸掛	1,578百万円	1,542百万円
飼料価格安定基金負担金	1,824百万円	1,859百万円
貸倒引当金繰入額	201百万円	1,443百万円
給与及び手当	1,096百万円	1,120百万円
賞与	212百万円	232百万円
賞与引当金繰入額	186百万円	190百万円
退職給付費用	200百万円	200百万円
その他	2,444百万円	2,385百万円

おおよその割合

販売費	79%	81%
一般管理費	21%	19%

(注) 前事業年度において、独立掲記しておりました「販売奨励金」及び「減価償却費」は金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。

この結果、前事業年度において表示していた「販売奨励金」506百万円及び「減価償却費」67百万円は、「その他」に組み替えております。

3 販売費及び一般管理費に含まれる研究開発費は、次のとおりであります。

前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
405百万円	445百万円

4 関係会社との取引に関わるものは次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
売上高	22,771百万円	25,589百万円
受取利息	22百万円	24百万円
不動産賃貸料	306百万円	279百万円

5 固定資産処分益の内容は、次のとおりであります。

前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

固定資産処分益の内容は、主に土地の売却益であります。

当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

該当事項はありません。

6 固定資産処分損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
土地の売却損	百万円	7百万円
建物ほかの売却損	百万円	1百万円
建物の除却損	13百万円	5百万円
機械及び装置等の除却損	1百万円	0百万円

7 固定資産評価損の内容は、次のとおりであります。

当社は以下の資産について、減損損失を計上しております。

前事業年度(自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)

場所	用途	種類	減損損失額
岐阜県可児市 長崎県島原市ほか	遊休資産等	土地	745百万円

当社は、事業用資産において事業区分をもとに概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位毎に、また遊休資産及び賃貸資産においては個別物件単位で、各資産のグルーピングを行っております。

上記資産は、利用目的を変更したこと等により回収可能性の再評価を実施した結果、回収可能価額が帳簿価額を下回るものについて帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失に計上しております。

なお、当該資産の回収可能価額は、正味売却価額（不動産鑑定士による鑑定評価額）により測定しております。

当事業年度(自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)

場所	用途	種類	減損損失額
福岡県福岡市ほか	遊休資産等	土地	96百万円

当社は、事業用資産において事業区分をもとに概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位毎に、また遊休資産及び賃貸資産においては個別物件単位で、各資産のグルーピングを行っております。

上記資産は、回収可能性の再評価を実施した結果、回収可能価額が帳簿価額を下回るものについて帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失に計上しております。

なお、当該資産の回収可能価額は、正味売却価額（不動産鑑定士による鑑定評価額）により測定しております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	4,351,839	702,738		5,054,577

(変動事由の概要)

自己株式の数の変動は、平成22年 8月27日開催の取締役会決議に基づく自己株式の取得700,000株及び単元未満株式の買取り2,738株によるものであります。

当事業年度(自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	5,054,577	569		5,055,146

(変動事由の概要)

自己株式の数の変動は、単元未満株式の買取り569株によるものであります。

(リース取引関係)

リース取引に関する会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

前事業年度(平成23年3月31日)

	機械装置	車両運搬具	工具器具備品	合計
取得価額相当額	20百万円	4百万円	33百万円	59百万円
減価償却累計額相当額	9百万円	3百万円	26百万円	40百万円
期末残高相当額	11百万円	0百万円	7百万円	19百万円

当事業年度(平成24年3月31日)

	機械装置	車両運搬具	工具器具備品	合計
取得価額相当額	20百万円	1百万円	17百万円	39百万円
減価償却累計額相当額	12百万円	1百万円	14百万円	29百万円
期末残高相当額	8百万円	0百万円	2百万円	10百万円

未経過リース料期末残高相当額

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
1年以内	9百万円	5百万円
1年超	11百万円	6百万円
合計	21百万円	11百万円

支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
支払リース料	12百万円	9百万円
減価償却費相当額	11百万円	8百万円
支払利息相当額	1百万円	0百万円

減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数として残存価額を零とする定額法によっております。

利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

(減損損失について)

リース資産に配分された減損損失はありません。

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

車両運搬具であります。

リース資産の減価償却の方法

「重要な会計方針 3. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額

(単位：百万円)

区分	前事業年度 平成23年3月31日	当事業年度 平成24年3月31日
子会社株式	781	781
関連会社株式	664	1,478
計	1,445	2,260

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
(繰延税金資産)		
流動資産		
賞与引当金	94百万円	89百万円
未払事業税	4百万円	3百万円
その他	51百万円	14百万円
繰延税金負債(流動)との相殺	150百万円	107百万円
計	百万円	百万円
固定資産		
貸倒引当金	1,428百万円	577百万円
退職給付引当金	452百万円	414百万円
役員退職慰労引当金	65百万円	30百万円
資産除去債務	96百万円	85百万円
減損損失	490百万円	476百万円
繰越欠損金	389百万円	1,217百万円
その他有価証券評価差額金	121百万円	39百万円
その他	22百万円	19百万円
評価性引当額	551百万円	396百万円
計	2,514百万円	2,463百万円
繰延税金資産合計	2,514百万円	2,463百万円
(繰延税金負債)		
流動負債		
特定基金負担金	177百万円	173百万円
その他	1百万円	百万円
繰延税金資産(流動)との相殺	150百万円	107百万円
計	28百万円	65百万円
繰延税金負債合計	28百万円	65百万円
繰延税金資産の純額	2,486百万円	2,397百万円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
法定実効税率	41.0%	
(調整)		
交際費等永久に損金に 算入されない項目	10.4%	
受取配当金等永久に 益金に算入されない項目	16.5%	
住民税均等割等	7.6%	
評価性引当額	74.2%	
過年度法人税等	32.9%	
その他	2.5%	
税効果会計適用後の 法人税等の負担率	86.2%	

(注) 当事業年度は、税引前当期純損失を計上しているため注記を省略しております。

3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法が平成23年12月2日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算(ただし、平成24年4月1日以降解消されるものに限る)に使用した法定実効税率は、前事業年度の41.0%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成24年4月1日から平成27年3月31日までのものは38.4%、平成27年4月1日以降のものについては35.6%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額が270百万円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が270百万円増加しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

神戸市からの借地上の当社旧神戸工場についての原状回復義務による解体撤去費用等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去までの期間は残存年数に応じて、割引率は将来キャッシュ・フローが発生する期間に対応した国債利回りを使用して、資産除去債務の金額を算出しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
期首残高(注)	253百万円	254百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	百万円	百万円
時の経過による調整額	1百万円	1百万円
資産除去債務の履行による減少額	百万円	2百万円
期末残高	254百万円	253百万円

(注) 前事業年度の「期首残高」は「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用したことによる残高であります。

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)		当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	
1株当たり純資産額	104.74円	1株当たり純資産額	98.69円
1株当たり当期純利益金額	0.36円	1株当たり当期純損失金額()	4.07円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。		潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、当期純損失であり、また、潜在株式がないため記載しておりません。	

(注) 1 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

項目	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
貸借対照表の純資産の部の合計額 (百万円)	10,363	9,764
普通株式に係る純資産額 (百万円)	10,363	9,764
普通株式の発行済株式数 (千株)	103,995	103,995
普通株式の自己株式数 (千株)	5,054	5,055
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数 (千株)	98,941	98,940

2 1株当たり当期純利益又は当期純損失金額()の算定上の基礎は、次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
損益計算書の当期純利益又は当期純損失金額() (百万円)	35	402
普通株主に帰属しない金額 (百万円)		
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失金額() (百万円)	35	402
普通株式の期中平均株式数 (千株)	99,259	98,940

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額(百万円)
(投資有価証券)		
<その他有価証券>		
ケイヒン(株)	4,653,000	567
(株)横浜銀行	1,168,000	475
横浜冷凍(株)	200,000	127
スターゼン(株)	474,000	125
米久(株)	150,000	110
豊田通商(株)	53,400	88
(株)三井住友フィナンシャルグループ	28,900	80
(株)みずほフィナンシャルグループ	582,000	80
丸全昭和運輸(株)	237,167	63
(株)静岡銀行	63,000	53
(株)エバラ食品工業ほか15銘柄	838,501	212
計	8,447,968	1,985

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累計 額(百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	4,735	336	65	5,006	3,655	120	1,351
構築物	641	229	23	848	536	48	312
機械及び装置	18,748	436	87	19,097	17,264	605	1,832
車両運搬具	21	6		27	23	4	4
工具、器具及び備品	674	139	8	805	658	42	146
土地	2,604		106 (96)	2,497			2,497
リース資産	27	14		41	14	6	27
建設仮勘定	474	237	711				
その他		9		9	1	1	7
有形固定資産計	27,927	1,409	1,003 (96)	28,334	22,153	829	6,180
無形固定資産							
借地権	0			0			0
商標権	26			26	18	2	8
ソフトウェア	77	5		82	67	6	15
施設利用権	0			0	0		
電話加入権	11			11			11
無形固定資産計	117	5		123	87	9	35
長期前払費用	240	3	47	197	103	45	93

(注) 1 主な固定資産の増加は下記のとおりであります。

研究所福島リサーチセンターの完成

建物	325百万円
構築物	184百万円
機械及び装置 ほか	176百万円
計	687百万円

2 当期減少額欄の()は内書きで、固定資産評価損計上額であります。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金(注)	4,277	1,916	3,410	18	2,764
賞与引当金	229	233	229		233
役員退職慰労引当金	158	26	102		83

(注) 1 貸倒引当金の当期首残高の内217百万円は、貸借対照表の表示上は対象債権から直接控除しております。

2 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」の内訳は、次のとおりであります。

一般債権の貸倒実績率による洗替額 18百万円

(2) 【主な資産及び負債の内容】

資産の部

流動資産

(a) 現金及び預金

区分	金額(百万円)
現金	15
預金	
普通預金	1,061
当座預金	117
別段預金	1
小計	945
合計	961

(b) 受取手形

相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
(株)肉の神明	394
道北協同飼料販売(株)	321
(有)久井養鶏場	241
馬場飼料(株)	236
香川飼糧(株)	221
山口畜産(株)ほか	3,410
合計	4,826

(注) 上記のほか受取手形割引高601百万円があります。

期日別内訳

期日	受取手形(百万円)	割引手形(百万円)
平成24年4月期日	1,124	601
平成24年5月期日	1,943	
平成24年6月期日	1,046	
平成24年7月期日	258	
平成24年8月以降期日	453	
合計	4,826	601

(c) 売掛金
相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
北九州協同飼料販売(株)	852
(有)黒潮ポーク	690
(株)奥三河チキンファーム	679
(有)西田ファーム	539
(株)美保野ポーク	499
鹿島協販(株)ほか	11,084
合計	14,345

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (百万円)	当期発生高 (百万円)	当期回収高 (百万円)	他勘定振替高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	回収率 (%)	平均滞留期間 (日)
14,401	113,239	112,400	895	14,345	88.06	46.46

(注) 1 回収率、平均滞留期間の算出方法は次のとおりであります。

$$(イ) \text{回収率} = \frac{\text{当期回収高}}{\text{当期首残高} + \text{当期発生高}} \times 100$$

$$(ロ) \text{平均滞留期間} = \frac{\text{当期首残高} + \text{当期末残高}}{2} \div \frac{\text{当期発生高}}{366}$$

2 消費税等の会計処理は税抜き方式を採用しておりますが、上記には消費税等が含まれております。

(d) 商品及び製品

品目	数量(トン)	金額(百万円)
商品		
栄養補助飼料		0
その他		0
小計		0
製品		
養鶏用飼料	292	10
養豚用飼料	1,794	133
養牛用飼料	2,971	130
その他飼料	731	62
小計	5,789	337
合計		338

(e) 仕掛品

品目	数量(トン)	金額(百万円)
飼料半製品	8	313

(f) 原材料及び貯蔵品

品目	数量(トン)	金額(百万円)
原材料		
穀類	106,695	3,038
糟糠類	543	13
植物質類	5,266	198
動物質類	3,836	646
油脂・糖蜜類	421	29
特殊原料	777	100
添加物	280	117
紙袋容器類ほか	1	14
小計	117,822	4,159
貯蔵品		
育成家畜ほか		4
小計		4
合計		4,164

(g) 関係会社株式

区分	金額(百万円)
子会社株式	
ゴールドエッグ(株)ほか	781
関係会社株式	
日本ペットフード(株)ほか	1,478
合計	2,260

(h) 長期貸付金

区分	金額(百万円)
営業用貸付金(注)	1,449

(注) 特約店・実需家ほか

(i) 長期未収入金

相手先	金額(百万円)
大農物産(有)ほか	1,393

(j) 繰延税金資産

繰延税金資産は、2,463百万円であり、その内容については「2 財務諸表等(1)財務諸表注記事項(税効果会計関係)」に記載しております。

負債の部

流動負債

(a) 買掛金

区分	金額(百万円)	主な相手先及び金額(百万円)					
原材料代	12,165	三井物産(株)	2,243	丸紅(株)	715	豊田通商(株)	622
		兼松(株)	1,282	双日(株)	637	(株)中村商会	456
商品代	1,191	(株)横浜ミートセンター	144	馬場飼料(株)	78	七星食品(株)	55
		林兼産業(株)	102	ゴールドエッグ(株)	74	沖縄畜産工業(株)	44
合計	13,357						

(b) 短期借入金

相手先	金額(百万円)
(株)横浜銀行ほか	3,000

固定負債

長期借入金

相手先	長期借入金(百万円)	1年以内に期日の到来する 長期借入金(百万円)	合計(百万円)
(株)横浜銀行	2,300	1,100	3,400
中央三井信託銀行(株)	1,440	460	1,900
農林中央金庫	1,115	480	1,595
(株)みずほコーポレート銀行	1,000	380	1,380
(株)静岡銀行	780	212	992
(株)三井住友銀行ほか	1,492	655	2,147
合計	8,127	3,287	11,414

(注) 中央三井信託銀行株式会社は、平成24年4月1日に中央三井アセット信託銀行株式会社及び住友信託銀行株式会社と合併し、三井住友信託銀行株式会社となっております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	3月31日
1単元の株式数	1,000株
単元未満株式の買取り・買増し	
取扱場所	(特別口座) 東京都港区芝三丁目33番1号 中央三井信託銀行株式会社 本店
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都港区芝三丁目33番1号 中央三井信託銀行株式会社
取次所	
買取・買増手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 なお、電子公告は当社ホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりであります。 http://www.kyodo-shiryō.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 1. 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

- (イ) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (ロ) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (ハ) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (ニ) 株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

2. 株主名簿管理人及び特別口座の管理機関である中央三井信託銀行株式会社は平成24年4月1日をもって、住友信託銀行株式会社、中央三井アセット信託銀行株式会社と合併し、商号を「三井住友信託銀行株式会社」に変更したため、以下のとおり、商号・住所等が変更となっております。

取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
(特別口座)	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類、並びに確認書

事業年度 第66期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)平成23年6月29日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書

事業年度 第66期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)平成23年6月29日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

第67期第1四半期(自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)平成23年8月11日関東財務局長に提出

第67期第2四半期(自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日)平成23年11月14日関東財務局長に提出

第67期第3四半期(自 平成23年10月1日 至 平成23年12月31日)平成24年2月14日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条等第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づく臨時報告書

平成23年7月4日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第22項第11号(債権の取立不能及び取立遅延のおそれの発生)の規定に基づく臨時報告書

平成24年2月14日関東財務局長に提出

(5) 訂正有価証券報告書

事業年度 第62期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)平成24年2月14日関東財務局長に提出

事業年度 第63期(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)平成24年2月14日関東財務局長に提出

(6) 訂正有価証券報告書及び確認書

事業年度 第64期(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)平成24年2月14日関東財務局長に提出

事業年度 第65期(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)平成24年2月14日関東財務局長に提出

事業年度 第66期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)平成24年2月14日関東財務局長に提出

(7) 訂正四半期報告書及び確認書

第65期第1四半期(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)平成24年2月14日関東財務局長に提出

第65期第2四半期(自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)平成24年2月14日関東財務局長に提出

第65期第3四半期(自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)平成24年2月14日関東財務局長に提出

第66期第1四半期(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)平成24年2月14日関東財務局長に提出

第66期第2四半期(自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)平成24年2月14日関東財務局長に提出

第66期第3四半期(自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)平成24年2月14日関東財務局長に提出

第67期第1四半期(自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)平成24年2月14日関東財務局長に提出

第67期第2四半期(自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日)平成24年2月14日関東財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成24年 6月28日

協同飼料 株式会社
取締役会 御中

太陽 A S G 有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大 村 茂

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岩 崎 剛

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている協同飼料株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、協同飼料株式会社及び連結子会社の平成24年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

会計上の見積りの変更に記載されているとおり、当連結会計年度において、厳しい経営環境が続いている取引先に対して取引方針や回収方策等を見直した結果、貸倒引当金を追加計上している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、協同飼料株式会社の平成24年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、協同飼料株式会社が平成24年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成24年 6月28日

協同飼料 株式会社

取締役会 御中

太陽 A S G 有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大 村 茂

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岩 崎 剛

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている協同飼料株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第67期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、協同飼料株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

会計上の見積りの変更に記載されているとおり、当事業年度において、厳しい経営環境が続いている取引先に対して取引方針や回収方策等を見直した結果、貸倒引当金を追加計上している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。